

平成23年12月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月7日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	企画課長 関利幸君
財政課長 藤江信義君	税務課長 黒川義治君
市民課長 佐瀬義雄君	介護健康課長 西川一男君
環境防災課長 兼清掃センター所長 目羅洋美君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
福祉課長 関修君	水道課長 藤平光雄君
会計課長 花ヶ崎善一君	教育課長 中村雅明君
社会教育課長 菅根光弘君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守澤孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

開 議

平成23年12月7日（水） 午前10時00分開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（丸 昭君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木議員。

〔2番 鈴木克己君登壇〕

○2番（鈴木克己君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より質問のお許しをいただきました、会派、新創かつうらの鈴木でございます。

ことしも残すところあと3週間となりました。思い起こせば、2月の市長選挙に始まり、4月の統一地方選挙、前山口市長のご逝去の後の7月の市長選挙と、年の前半は選挙により、市政の空白期が続き、8月から猿田新市長のもとでの市政が始まったのであります。

一方、3月11日の東日本大震災と大津波、福島原発事故の大惨事による放射能汚染により、日本はもとより世界を震撼させる大変な年となりました。

また、先月には県立学校改革推進プラン第1次実施プログラム案が千葉県教育委員会から出され、その中で大原、岬、勝浦若潮高等学校を統合し、大原に一元化、勝浦若潮高等学校を廃校とするという案が突如として出されました。勝浦市にとっては大変な問題であり、何としても撤回をさせなければなりません。この問題につきましては、明日、会派を代表して佐藤議員が質問することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、私からは今回、大きくは次の3点についてご質問いたします。第1点は勝浦市総合計画について、第2点は水道事業について、第3点は市地域の自然と産業の保護を目的とした条例の制定についてであります。

第1点目の勝浦市総合計画については、さきの9月議会におきましても、4月からスタートすることとなっていた新総合計画について、諸般の事情がある中での策定スケジュールをお聞きしましたところ、今月12月をめどにその作業を実施しているとのことでありましたが、今現在、新総合計画がスタートしていません。10月31日に勝浦市総合開発審議会委員に前期基本計画案及び第1次実施計画案が初めて提示され、翌日11月1日から1カ月間のパブリックコメントを実施するとのことでありました。

そこでお伺いいたしますが、パブリックコメントを実施した結果、市民の方からどのような意見があったのか、その件数と内容についてお伺いいたします。

次に、前期基本計画の原案に関連し、お伺いいたします。平成22年3月議会の一般質問の中

で、地域振興計画についての質問があり、当時の元市長によると、各地域の振興計画は、次期総合計画の中で地域振興策について考えてまいりたいと思いますと、答弁されております。

平成22年9月議会で議決した総合計画基本構想には、土地利用の方向として、農村地域、海岸地域、居住地域、商工業地域としての地域区分による振興計画に関する記載はありますが、今回、明らかになった新総合計画案の中には、地域別振興に関する計画は明示されておりません。総合計画は、これからの勝浦をどのように向けていくのか、勝浦の将来像を実現させるための根幹となるものでありますので、新総合計画原案を提示するに当たり、地域別振興計画についてどのような検討がなされ、それがどのように反映されているのかをお伺いいたします。

次に、第2点目の水道事業についてお伺いいたします。平成21年度に作成された勝浦市水道ビジョンによりますと、平成24年度から平成27年度の4年間をかけて未給水区域解消のための事業を行う計画となっておりますが、その計画概要について、改めて説明を求めます。

また、平成24年度から平成27年度の各年度末における水道普及率についてお伺いいたします。

次に、水道料金についてお伺いします。勝浦市の水道料金は、全国でもトップクラス、関東では一番高い料金であることはご承知のとおりであります。勝浦市総合計画の策定の基礎として実施した市民アンケート結果報告書の中にも、多くの市民の方から水道料金低減の要望があります。また、私のところにも多くの市民の方から要望が寄せられておるところでございます。

この問題につきましては、議会でも毎回のように入水料金の高料金対策問題が提起されており、その都度、水道事業会計として経営努力により対応していくとの答弁、一般会計の財政事情を考慮しての対応で、一般会計からの繰り入れが困難であるとありますが、水道事業体によって余りにも格差のある水道料金の県内市町村の格差是正を目的としている市町村水道総合対策事業補助金をなぜ活用し、水道料金の低減を行わないのか。少なくとも近隣市町村と同様な料金に低減するよう求めるものであります。市長の考えについてお伺いいたします。

次に、第3点目といたしまして、市地域の自然と産業の保護を目的とした条例の制定についてお伺いいたします。勝浦市の基幹産業は、漁業、農業と観光業であります。これらはすべての分野において勝浦市の自然を取り巻く状況が、その基幹産業の根底にあることは言うまでもありません。また、今ではすべてではありませんが、勝浦市の上水道も夷隅川からの取水により賄われている現実があります。これから先も勝浦市が継続していくためには、今あるこの自然を最大限保護し、活用していくことが必要であると考えています。

一昨年、昨年と大きな問題となった産業廃棄物最終処分場建設計画は、一応、休息いたしておりますが、過去においても何度となく産業廃棄物処分場建設計画が浮上している事実もございます。

勝浦市では、個々の生活環境問題に対応するために、勝浦市きれいで住みよいまちづくり条例が制定されておりますが、生活、産業の根底にある海、磯根、農地、水道水源、そして風光明媚な海岸線を保護するための条例制定が必要ではないかと強く思うのであります。条例の制定についての考え方についてお伺いいたします。

次に、条例の制定といっても、簡単に市独自で規制をすることはできません。あらゆる産業においても、それに対応する法律が制定されております。これまではその法律に基づいての条例を制定しておりますが、特に規制を盛り込んだ勝浦市独自の条例を制定しようとするならば、相応の対応が必要であると思います。そのためにあらゆる角度から勝浦市の自然と産業を守る

ための条例制定について、法律専門家、自然環境研究者、漁業者、農業者、市民代表者、行政等からなる条例制定懇話会等を設置し、制定に向けての研究検討を行う必要があると思います。市長の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの鈴木議員の一般質問に対しまして、お答え申し上げます。

初めに、勝浦市総合計画について申し上げます。まず、11月に実施したパブリックコメントにおける市民から寄せられた意見等の件数、内容についてでございます。意見等につきましてはございませんでした。

次に、平成22年3月議会における地域別振興計画の検討結果がどのように反映されているのかということでございますが、実施計画案におきまして、まちづくり活動推進事業を位置づけております。平成22年3月議会での一般質問でのキーワードといたしまして、地域という概念、幅広い話し合い、地域資源の活用、住民意識の開拓、地域に合った形でのコミュニティビジネスの立ち上げなどが考えられます。

そこで、幅広い話し合いのもと、市民みずから考えてもらう仕組みづくり、また、考えたものが実行される仕組みづくりとしまして、まちづくり活動推進事業として市民提案型まちづくり事業を位置づけました。当該事業は、地域を特定したものではございませんが、5人以上の団体が対象となり、行政区なども対象となるものでございます。事業内容によっては、当初、数名で発足し実施したものが多くの方たちを巻き込んでいき、地域へと波及していくこともあり得るでしょうし、期待するものでもございます。

次に、水道事業について、最初に未普及区域の解消を目途とした事業の概要からご答弁申し上げます。この事業は、市内で現在、未普及となっている大楠地区、小松野地区、市野川地区及び中倉地区を対象に、平成24年度から平成27年度までの4カ年を計画年度として行うものであり、計画総延長は12.3キロメートル、総事業費は約4億円でございます。また、配水管の口径は100ミリ管及び75ミリ管を主体とし、50ミリ以下の補助管の布設も計画をしております。

次に、この事業を実施した場合の普及率でございますが、平成22年度で97.1%のところ、平成24年度で97.7%、平成25年度で98.5%、平成26年度で99.3%、最終の平成27年度におきましては99.9%と見込んでおります。

次に、県の市町村水道総合対策補助制度を活用した水道料金の低減策についてのご質問でございますけれども、今後、次期総合計画の実施状況等を考慮しつつ、検討してまいりたいと考えております。

次に、市地域の自然と産業の保護を目的とした条例の制定について申し上げます。

1点目の条例制定の考え方でございますが、本市の環境保全に関する主な条例といたしましては、環境基本条例、環境保全条例、きれいで住みよい環境づくり条例、土砂等の埋立てによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例などがございまして、いずれも直接には農業環境、漁業環境、水道水源などの保護を目的とした条例ではございません。

一般的にあらゆる産業を支援、保護するためには、それぞれ法律においてその必要な規定が

なされているのが一般的でございまして、環境の保護につきましても、当然、その必要性を踏まえた規定が各法律に書かれているものと考えております。

したがって、農業、漁業、水道水源などの環境の保護を目的とした場合、立地規制等、新たな開発規制を導入することも考えられますが、従前からの立地事業等の関係もございまして、今後、全国の市町村の事例などを研究しながら、どのような対策ができるのか、条例制定も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、条例制定懇話会等を構成し、研究、検討を行う必要もあるのではないかとのご質問でございしますが、ただいま申し上げましたように、農林水産業や水道水源等の環境保護の対策を条例で規制するとした場合、法律との整合性を踏まえ、具体的にどのような規制をかければ、それぞれの目的が達せられるかを、まず庁内の関係各課で検討し、その中で条例制定懇話会の必要性について協議、検討してまいりたいと考えております。

以上で鈴木議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ただいま市長からご答弁をいただきましたが、詳細について再質問をさせていただきます。まず、総合計画の関係でございしますが、今のお答えでは、パブリックコメントを実施した結果、意見はなかったということでございますが、まず、この総合計画、これは皆さんご承知ですが、いろいろなことがあって、本来であれば平成23年4月1日から、その計画によって市の行政は運営されていくべきだというふうに考えておりますが、それは今の時点として一日も早く成立させることが望まれるということになります。

そこで、これから先、12年間の勝浦市をどうするかという、本当に柱となるものをつくっていくわけなのですが、その柱となるものをつくるために、もう既に2年、3年前から、この新総合計画をつくるに当たってのいろいろな準備がなされてきております。その中には市民会議を設置した上で、市民からのいろんなご提言をいただいたり、インターネットによってアンケートをしたり、また、市役所職員に対してもアンケート調査をやっています。その中に、将来に向けた勝浦市をどうしようかという個々の意見はあらゆる角度から出されておりますが、そういう中において、いろんな意見が今まであったにもかかわらず、このパブリックコメントの意見がゼロというのは、はっきり言って信じがたい。なぜゼロだったのかということについて、どう考えますか、市長。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） これは、現実的にはパブリックコメントに対する意見はなかったということございまして、それにつきましては、一つは広報というのがございますけれども、これについては通常、それは見れる状態でございますので、本来、いろいろな意見が出てきてもしかるべきだろうとは思いますが、現実にはなかったということでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 現実というのはわかっています。だから、何でこれが来なかったのかということです。これは担当課長にお聞きしたいんですが、パブリックコメントの要綱ありますよね。パブリックコメントの目的はどんなものか、書いてあるからわかるんですけど。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。基本的には市民参加の一形態ということでござい

ます。今回におきましては総合計画という中の基本計画、並びに第1次の実施計画でございますけども、これにつきまして、広く市民からこの計画案に対します意見を募集するということになります。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） そのとおりなのです。勝浦市の計画に対して、市民に関心を持ってもらうように行政は仕向けることが本当に大事ではないか。この田舎まちの勝浦市は、役所に任せておけばいいだろうというような風潮は昔からあります。何かあれば役所というふうに言われてきていますが、ただ、これからのまちづくりをするための基本となるものをつくるに当たっては、市民にも周知、知らせることが大事であり、市民からの意見をもらうことも大事であります。後で出てくる水道問題についても未給水地域があって、その人たちはどうしているかということも含めて、この計画は策定していきなさいいけないんじゃないかなと思います。

そこで、パブリックコメントの手法なんですが、確かに勝浦市パブリックコメント手続要綱というのが策定されておりまして、それに基づいて粛々と手続を踏んでやったと思うのですが、これをやるに当たって、たった1枚、勝浦市総合計画、前期基本計画、第1次実施計画についての意見を募集していますというのが広報かつうらで出されております。その中の公表資料については、前期基本計画と第1次実施計画原案ということになっておりまして、大事なのは閲覧場所なのですが、勝浦市役所4階企画課、1階ロビーの市政情報コーナー、市ホームページ、この3カ所しか閲覧できる場所がないと。これは言い方はおかしくなるけど、ただやりましたということだけのものじゃないか。これだけの閲覧場所で意見が来るはずがありません。市のホームページについても、何回か言っていますけど、ホームページを見れる環境がどれだけあるのかというのを、実際把握していないでしょうけど、若い人は確かにやっているでしょうけど、勝浦市のような高齢者世帯しかないような世帯が多数ある中で、インターネットすら知らない人も中にはいるんじゃないかと思いますが、そういうところしか公表されていない。これは非常に問題があると思うんですが、これは既に終わったもので、今からまた改めて公表しろなんてことは言いませんけど、ここの公表の考え方について、なぜこれだけだったのか、企画課長、お伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。今回の総合計画に関します基本計画、並びに第1次実施計画に関します原案のパブリックコメントにつきましては、議員ご指摘のとおり、市役所4階の企画課、また1階の情報公開コーナー、またホームページで皆様方にお知らせをしているところでございますけれども、今回のこのパブリックコメントの手法そのものにつきましては、先ほど議員おっしゃられたように、市の要綱の規定に基づきまして、その要綱規定の中には、確かに設置場所までは特定はしておりませんが、今回、例えば総合計画に限ってホームページ、また、関係書類の設置場所を企画課と1階の情報公開コーナーにしたということではございません。基本的に、従来から行っております勝浦市の慣例と申しましうか、市の庁舎内のそういった規定に基づきまして行っているということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 全く理解できないわけでありまして、市長も市民ととことん話し合う、早

速、市長への手紙事業もすぐに起こして、また提案型事業もすぐに起こして、非常に先々頼もしいと、また勝浦市も明るい展望が開けたというふうに思っている矢先のこういう事態です。パブリックコメントをこれからもどんどん市民の意見を聞く場所として活用されることが必要だと思いますので、今後については公表の仕方とか、公表の場所とか十分検討していただきたいと思っています。

次の地域振興計画になりますが、これはさっきも1回目の質問の中でお話しさせていただきましたけど、平成22年に同僚議員からこの計画策定が目の前にあるという中で、勝浦市の地域、総合計画は勝浦市全体のものですが、その中にも勝浦市というのは旧4町村の合併で、今でも市の行政の中では、それが一つ一つブロック化されています。勝浦地区、興津地区、上野地区、総野地区、そのような地区分けがされていますし、また、さらには46区、行政区があります。また、その4地区の中も昔は各地区に小学校が3校ずつあって、それが今でもその一つの地域のまとまりになっています。今では小学校は統廃合がありましたので、校数は減っていますが、以前、我々の親の代というか、勝浦市の特性としてはそういう地域割があると。私は上野地区出身なので、上野地区のことで申しますと、上野には名木小、上野小、荒川小というのがある、今までも上学区、中学区、下学区というふうなとらえ方をしております。

生活の状態はほぼ一定ではあるかもしれませんが、名木小学校地区は大多喜に接しています、農村地帯でもあるし、そこには以前は畜産業が本当に盛んで、今、問題起こしております養鶏場も3つも、4つも大きなものがありましたし、牛の頭数については、その名木小学校地区、上学区と言いますが、その地区は畜産業が本当に発達していた地域でもあります。今になると、基盤整備が全く行われていない地区になっている。

中学区といって上野小学校地区は、今では商店は少ないですけど、上野でも商店街を形成していたところがあって、上野の中の村役場があった場所が中心地ですので、人口も上野地区では一番多い。そこには上学区、下学区と違う地域構成がされています。

元北区の小学校区、荒川小学校近辺は、今、基盤整備はほぼ終わっている地域でありまして、農業が盛んに行われていますし、また、温泉が出る関係で以前は勝浦市パークランドというのが大きく営業してまして、いろいろな事情で現在ホテルがありますが、そういう地域でもある。また、それが総野おいても3地区あって、また形成が違う。もちろん、海岸線の興津地区、勝浦地区についても、それぞれの入り江が違ったり、漁業の形態が違ったり、以前では単独の漁業組合があったというふうな、地域性が非常に違う部分があるんですね。

そこで総合計画をつくるに当たって、そういう部分も考えた、そういう地域の発展、それぞれの発展を考えた計画であるべきと思いますが、そういう点について市長は、勝浦市の地域性についてどのように考えていますか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいま地域別のいろいろなお話が出ましたが、そういうまとめ方もできるかなというふうに思いますが、私は平成22年の3月議会の、これは岩瀬洋男議員のご質問であったと思いますが、その議事録を読ませていただきましたが、そのときに言っている地域性というのは、今のような地域を区分することではなくて、概略をまとめますと、今、この勝浦市というのは人口が減って、景気も低迷している、流通形態も大きく変化していると。何か新しい発想、思考、新たな試み、こういうのを行わないと、なかなか将来の展望が開けて

こないではないか。そのためには、市内の各地区の皆さんが自分の足元を見詰めて、地域の視点で地域の問題を考えることで、今まで気づいていない何かを見つけ出す。それは、例えば自然だとか、料理だとか、歴史や遺跡、祭り、陶芸など、あらゆるジャンルで探し出した地域資源を、地域みんなで知恵を出したり、技術をおこしたり、産業おこし、地域おこしを行う、こういうのが必要だろうということで、そういう住民の意識を開拓しながら、そういうものをまとめる計画につなげていくことが必要だろう、こういう質問でございまして、今言った本市の4つの地域をどうこうというものではないと思っております。

確かに、地域別にまとめるというのものもあるかもしれませんが、一般的に計画をまとめるときはこういうまとめ方はやりません。例えば千葉市のような政令指定都市のような場合には6区という区がありまして、区の中にそれぞれの出先といいますか、区の執行者がいますから、そういうときには、例えば緑区の計画、花見川区の計画、こういうような例はございますけども、通常の市において地区をまとめて、それは全部の計画を地区ごとにピックアップして、それを整理するというやり方もあるかと思いますが、一般的にはやらないと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今、市長に先に答弁されてしまったのですが、私が聞いたのは、勝浦市には4地区、また、勝浦の町なかと興津方面と上野と総野のその違いをどう考えますかということ聞いたのであって、前段の一般質問の中身は、これからやろうと思っていたのですが、そういうわけで考え方を変えますけど、そのとおりで、以前に質問された議員は、その地域の活性化を図るために、地域独自の案を出したいということで、そういうものについても行政が探し出すべきじゃないかというふうなニュアンスで話されています。私もその部分にも賛成ですし、その前に何ができるのかということになってくると思うのです。ですから、そういう地域特性をもっと行政として分析した上で、総合計画の中に反映させるべきじゃないかというふうに考えているものなんです。

そういうわけで、今後、総合計画、原案がもう既に示されておりまして、これをまたさらに練り直してということは、まずできませんけど、そういうことを計画の裏側には入れていただきたいと思います。

総合計画の中にはその地域をどうしようかというのは、第3節の計画的な土地利用の推進という部分で、都市マスタープラン、または農業振興地域整備計画の見直しで、土地利用の推進をするというふうにありますし、漁業においても、それに対応する今後の計画も出てきます。ただ、人が住んでいるその地域について、以前にも出ていましたが、これから限界集落になりそうな地区もありますし、市民バスが通ってもらえればいいなというような地域もありますし、そういう部分においては市のほうが積極的に地域に入り込んだ形で計画というか、そういう推進、これからの生活環境をよくするための行動を起こしていただきたいと思いますので、今回提案されている総合計画の原案の中にそれぞれの地域をどうするこうするという話は、当然、うたわれなと思いますが、そういう意味を含めて、今後の検討課題にしていきたいと思いますと思っている次第であります。

今、市長が千葉市の例を出されましたけど、それは確かに千葉市は各区が独立して、区の行政運営をやっていますが、先ほどインターネットと言いましたが、インターネットで調べ

ると、今、そういう原案がいろいろ出たりしています。

私たち、見てきたのは、朝市でおなじみの高山市なんですけど、ここは総合計画がありまして、そのほかにも高山市の地域振興計画というのが別にあるんです。これはインターネットで出ますので、見てもらえばいいんですけど、各地域地域、特色がある。あそこは温泉があつて非常にいいところなので、観光客に対してそんなに力を入れなくても来るところなんですけど、これからまちをどうしようか、活性化していくために何をするんだということを見るためには、その地域の計画というのが必要ではないか。

勝浦市はイベントをたくさんやっていますけど、勝浦地区以外の方から言わせれば、商店街でばかりでやっていて、我々は何も関係ないんだよという方がかなりいます。そういうものでコスモスフェスタを総野地区でやりますけど、そこについても、あれはあれで総野地区なり上野地区の農業活性化のためのイベントですので、継続していつていただきたいと思いますし、あれは市のほうからやりましょうというよりも、コスモスの場合は、もともとは地元から出た話で、基盤整備した後、計画的に休耕しなきゃいけない部分があったので、そこを何とか活用しようというので、コスモスを植えて、きれいに咲いたので、これを何とかイベントにつなげようというのが発祥で、もともとは平田地区だったと思うんですが、そこで行われたのが現状になっています。そういうふうに地域から発想してくる。そういう問題を提起していくということを今後もお願いをしたいと思いますので、まずそこについてどういうことで、そういう対応ができるのか、その辺、もしあれば市長にお伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私が先ほど申し上げましたのは、一つの計画のまとめ方として、その地域ごとにまとめるというのは余りないよということであって、今、議員が言われたように、各地区においては、総野地区は総野地区、上野地区は上野地区、勝浦、興津、それぞれ個性があります。市政の光というのは、全地域にくまなく光を当てるというのは当たり前のございまして、各地域ごとの個性を踏まえた、その地域の振興というのを考えながら、これは計画の中にも入っております。また、そういうものを考えながら、行政は展開していく必要があるだろうと思っております。だから、先ほどコスモスフェスタのお話も出しましたが、こういうもので、いろいろ地域から出てきたもの、これは市民会議でもいろいろ出てこようと思いますし、また、市長への手紙においても、いろいろ各地域から要望、おしかり、またお褒めの言葉、いろいろなものが市長への手紙に参っておりますけども、そういうものを酌み取りながら、各地域、全体をくまなく光が当たるような、そういう行政施策をやっていきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ぜひとも、そのように今後お考えいただければと思います。

さっき例を出したのですが、高山市では総合計画とは別に地域振興計画というのがつくられています。そういうものについても、今後、検討できるのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。基本的な計画そのものにつきましては、何回もこの場といいますか、議員からお話がございましたし、市長もお答えしておりますけれども、細かい計画関係においては、今後の位置づけとして考えることは当然にできると思っておりますので、

その辺については、先ほど市長答弁ございましたように、検討はしてまいりたいと、このようには考えます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） それでは、次の2点目の水道事業について、もう少し中身をお伺いします。

まず、普及率であります。来年から4年間かけて未給水地域を減らしていくというか、未給水区域に水道が引けるようにするという事で、最終年度の平成27年度には99.9%、これは水道が引ける状態になったということが99.9%ということです。水道を引くには、本管からまた自分の家までの配水管なり、自分で家の中の工事とかいろいろお金がかかる問題がありますので、引ける状態になっても引かない人も中にはいるように聞いております。ただ、99.9%、0.1%については、どうしてもできない。そこに莫大な金をかける必要はないという判断がありますので、それは住んでいる方に対しても非常に申しわけないという思いと、あとはそこに住んでいる方の了解も当然あるかと思しますので、それはそういうことで認識したいのですが、水道課長に聞きたいのですが、99.9%の意味をもう少し、私が言ったのはおかしいかもしれない。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。今回の未普及地域の解消計画に4地区上げてございますけれども、このほかにも花里地区がございます。これがたしか、今現在、戸数が2戸と思いますが、これを除いたものということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ありがとうございます。花里を除いてということになると、そのほかにも若干はできてない部分、人が住んでいても引けない部分は残ると思いますけど、水道事業としてやるべきこと、水道普及はほぼできるということになります。

そこで、今までは高料金対策でということで、毎回のように質問がありました。9月議会の中でも同僚議員から、この高料金対策事業についてどうなのかという質問があり、きょうと全く同じ回答であります。というのは、財政事情等、今回つくっている新総合計画の中の見通しによって考えますというのが9月の答弁になっていますし、きょうの答弁もそのようなこととして受けとめます。

しかし、これまで言われてきているように、水道事業事態は独立採算性を持った企業会計であって、平成23年度の勝浦市水道事業会計予算の概要にも記されているとおり、水道事業会計としては十分経営努力をしていることは承知します。そして、水道料金に関しましては、これは水道事業の問題だけではない。水道を使っている市民への対応の問題です。市として考えるべき性質の問題だと思います。ということは、99.9%の普及率になったということは、すべての市民に対してという言い方は、すべて100%ではありませんけど、ほぼすべての市民がその水道事業の恩恵を受けられるということになりますので、これまで答弁されていたような、市民に対する不公平感はないと。それは何かというと、市の一般会計から、一般会計はもちろん市民の税金、それだけはありませんが、代表すれば市民の税金、そこを今までであれば未給水地域が区としても4区入っていないんだよということは、市民全員に対して平等ではないというふうな見解がありました。しかし、平成27年度の目標で99.9%になれば、それは除外されると思います。

そういうことになるのですが、その見解というか、99.9%になったときの考え方として、引かないところもあるし、まだ引けないところがあるのですが、その辺の市民の実情というか、考え方、市が補助金を出すことについて、市長はどのように思いますか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私もこの水道の高料金に対しては、確かに問題意識は十分持っております。今、議員言われたような未普及地域との公平性の問題だとか、将来にわたる財政の負担の問題とか、そういうのがありますので、確かに今、議員言われたように、99.9%、ほぼ100%近くになったときには、これはすべてオールイコールでございますので、そのときにはそういうものを考えなくちゃいかなかなというふうには考えております。ただ、今の段階では先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） これはインターネットでも紹介されているのですが、水道料金、千葉県と入ると出てくるのですが、県内の水道料金、一般家庭の1カ月分が、平均的には20立方メートルと言われています。我が家の最近来たのを見たら27立方メートル使っていましたけど、一般的には20立方メートルだと言われていまして、その比較が出されています。最低が八千代市の1,722円、最高が勝浦市の5,145円。京葉東葛地域など人口密集地域で料金が安くて、県東部や房総地域は高い。その中に特に書かれているのが、勝浦市の場合と入っているのです。勝浦市の場合、水道料金の格差是正のために県が設けた補助金制度を活用していないため、料金が高くなっている。一般会計から水道事業会計に繰り入れする場合は、同額を県が補助してくれる。県が補助する制度だが、勝浦市は財政難などを理由に繰り入れをしていないというふうに書かれています。それはだれでも見れるインターネットの中に書かれていまして、特に勝浦市の例を挙げられていました。

そこでお聞きしますけど、簡単でいいですので、この制度について、市町村水道総合対策補助について、説明いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。この制度は全国で千葉県だけらしいんですけども、先ほど議員言われましたように、東葛地域、また安房夷隅地域の料金格差が、勝浦市を例えれば3倍あると、そういう状況下にあります。そういうものを是正する意味で、県は高料金対策補助を行っております。

まず、これの対象となる要件でございますけれども、基準となるのが給水売価じゃなくて給水原価です。製造するためのお金。これを県営水道と末端水道事業体、例えば勝浦市と比較した場合の差額に年間の有収水量、これは配るお水ではなくて、実際に計量器を通して、私どもの料金になる水量、それが基準となります。その差額分に年間有収水量を掛けたものが限度額ということになります。ただ、この限度額に対して、半分は一般会計、半分は県費ということになるのですが、条件はそこまであるものの、市が出した額を超えて県の補助はないというのが現状です。ですので、勝浦市の今の現状を申し上げますと、料金差額、前年度で93円程度あります。これに255万立法メートルを掛けますと2億幾らか、限度額が出ると、そういうのが限度です。

あとは、市が出さなければ出ないというのが第一条件ですので、もしそういうものがいただ

けるのであれば、料金改定のもとにはなろうかと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 詳しい、説明ありがとうございました。今説明があったとおり、その算出までは別としても、県が補助金としてくれるというものを、なぜもらわないかというのが一つあります。というのも、その同額を市の一般会計から出さなきゃいけないというのがあります。資料によりますと、いすみ市は20立米で3,853円なんですけど、3億7,400万円ほどの補助金を県からもらっています。大多喜町も20立米で4,766円、勝浦市より若干低いぐらいですけど、補助金としては7,200万円ほどもらっています。隣の御宿町についても20立米で4,515円、補助金としては1,765万円いただいています。隣市の鴨川市は勝浦市と同じように補助はいただいていませんが、水道料は20立米で4,357円という数字になっています。

このように、この南房地域は、毎日生活している中の水道料金なんですね。水道がなければもちろん生活できませんし、全市民がこれを使っているわけですので、そこに一般会計から繰り入れても、水道料金、毎日の生活のお金を安くしてあげるとするのは行政としては当然やるべきなのではないか。ただ、予算が苦しい予算が苦しいといったら、何もできません。これから予算が苦しい中で、いろんなものを建てようとしています。それはそれとしても、市民生活に直結したものを、この市民の生活が少しでもよくなるような施策を、これはあくまで市長判断です。財政がどうのこうのというよりも、市長の判断でこれはできると思います。

その前に水道課長にお聞きしますけど、仮に一般会計から5,000万円、県から5,000万円、単純な数字ですけど、それを入れた場合、幾らぐらい安くなりますか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。私どもは公営企業でございますので、将来にわたる水の売り上げとか、そういうものを加味した中でものになります。現在のままで、例えば1億円ということは5,000万円ずつの負担ということでございますけれども、これでいきますと、約15%の軽減ができるんじゃないかと、現段階での状況では試算できます。ただ、これ以降、給水量の減による減収というものを考えますと、年々不足額が増えていくと。言い換えれば、補助額を増額していかなければ、会計上、レベルにはならないと考えております。

今申し上げました仮に15%という条件のもとでございますと、10立方使ったときに月額で350円、20立方使いましたときに759円、そういう条件の場合だとそういう程度の値下げということになります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ありがとうございました。そういうことなんですね。今、仮に5,000万円と言いましたけど、一般会計から5,000万円、5,000万円というと大きな仕事も確かにできるかもしれませんが、市民が全部共有できる水道水については、それは安いんじゃないかなと思います。ただ、単年度、来年やりますよ、再来年やりますよという話じゃなくて、これは一回入れたら当分入れなきゃいけないかなというふうには、当分がいつかわかりませんが、思いますので、それは大変な決断も必要だと思いますが、少なくとも近隣の1市2町はもう既にやっています。しかし、いすみ市においては3億7,000万円という数字を入れて軽減しています。そういうことから、ぜひともこれは平成27年度と言わず、来年度、再来年度、もうすぐに対応できれば、市民から、はっきり言って、市長がかわってよかったという評価も受けると思います。

ので、ぜひお願いをしたいと、考えていただきたいと思います。

もう一つ、それに絡んで、後の議案で提案されていますけど、来年度に企画課内に移住、定住促進のための担当係ができる、議案が可決されればの話ですが、そういう前向きな考え方を示していただいております。移住、定住問題については、人口問題の歯どめをかけるために勝浦市の人口をこれ以上減らさないと。減っていくと思いますけど、減らすスピードを遅らせようというか、それとともに人口を増やそうという取り組みを行っていくということで、これは同僚議員から何回となく移住、定住問題、取り上げられてきていまして、それが実を結んで今回提案されてきています。

このままでは恐らく2万人を切ってしまうのも目の前にぶら下がっている。今、2万400人いないと思うんです。ですから、2万人を切る市と2万人以上の市では、またこれひとつ大きな問題がありますので、絶対に2万人を切らせるわけにはいかないということで、そういう移住、定住も考えるということで、これは余談になりますけど、今日14日、最終日の1日前に夕方6時からNPO法人すんべやあ勝浦の主催で、市役所の4階会議室を借りて、勝浦市への移住、定住を考える集いというのが行われることとなっています。私も出ますので、ぜひ、皆さんに参加して聞いてもらえればと思います。移住、定住の課設置条例の中で、そういうものが本格的に今度やっていくということになると、NPOと行政と官民連携の移住対策の推進ができるものと期待しているところではありますが、新しく勝浦市に定住しよう、移住しようと考えたときに、都会の人は勝浦市は非常に知名度の高いところですので、まず勝浦市をということであるかもしれませんが、生活の問題について見ると、逆にいすみ市のほうが、そういう面では生活しやすかったり、また、商店の関係も、今、勝浦商店街は活性化をいろいろ苦慮してやっていますが、買い物するにしても、いすみや大多喜のほうが買いやすいという現状はありますので、そういうことも含めて、水道の料金、毎日生活していく水道料金については、その人たちを呼ぶためにも、まず低減をするということのご決断を市長にいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほど来答弁しておりますけども、この水が高いという認識は持っております。持ちつつ、先ほども言いましたように、将来にわたる財政負担の問題、未普及地域との公平の問題、特別会計独立の原則の問題等々ありますので、総合計画実施状況を踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 水道の高料金問題ですが、市長のほうは、今の総合計画を進める中で、財政等の兼ね合いを含めて、前向きとは言いませんでしたが、検討しますというふうな答弁をいただきました。

そこで、実施計画も出ていますが、これから総合計画をつくっていく中で、財政の基本が

なければ何の計画も進められないのは当然でありますので、そういう面において副市長にお聞きしたいのですが、副市長は市の職員として40年近く、勝浦市の行政マンの手腕を発揮されているということで、今回、副市長になられていますが、副市長は財政問題も非常に強い職員だと認識していますし、総合計画をまとめるに当たっては、市長よりも副市長以下の幹部職員の総合的な協議、会議、最終的には庁議というのがありますが、そういうものでまとめられていくものだと思います。我々議員が提案するものもその中に、提案ということで含まれるのでしょくけど、そういう意味からして、副市長にお伺いするのは、この財政的な問題、過去から、今後、近い将来、未来にわたって、どのように勝浦市の財政状況が流れていくのか、それを含めて、そこに水道の補助金の投入の可能性が生まれてくるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 市の財政状況と今回の水道料金の高料金対策についての流れといいますか、状況ということでしょうけれども、勝浦市の財政状況についてはこれまで議会でも議論されておりますけれども、平成16年の三位一体の改革以来、これは勝浦市だけじゃなくて、全国の市町村、自治体が交付税カット、補助金カットで苦しい財政状況を強いられております。ここ3年ほど、国のほうで交付金事業をいろいろ補正予算で立ち上げまして、それによって市の財政も、今までできなかった事業等については、この交付金を利用して、ある程度させていただいたところでございます。これから先の実施計画、現在、策定中ですけども、今現在で12年先の財政状況を把握するということは非常に困難を極めます。今現在の状況がずっと続くのであれば、当然、12年先の推計はできますが、ご存じのように、まだ政治が不安定でございまして、今回、実施計画では3年間の計画を策定しておりますけれども、3年でさえ、実際に3年後に交付税がどうなるか、国庫補助がどうなるか、まだ、正直言って先は見えておりません。そういった中で、今回は3年間の財源手当ができましたので、各種事業を盛り込んで、現在検討中で、最終的には来週にはほぼ決定する予定でおりますけれども、そういう状況でございます。ですから、前期総合計画6年のその後の財政状況については、ある程度の推計はしておりますが、まだまだ不安定な状況でございまして、決して勝浦市が財政豊かということはございませんので、厳しい財政状況は続くものと思います。

この高料金対策でございますけれども、一般会計から水道会計を補助した場合には、同額を県から補助をいただくということは存じ上げておりますけれども、このほかにも国民健康保険特別会計、あるいは介護保険特別会計、それぞれこれまでの議会で国保税の保険料を下げるべきじゃないか、あるいは介護保険料も一般会計から法定外の繰り出しを出して下げるべきだという意見がいろいろございます。ただ、そういった中で、どの会計を優先するか。優先と言ったら失礼かもしれませんが、これまでは国民健康保険税が納める額がかなり高額ですので、何度か国保会計は法定外の繰り出しをして引き下げたことはございます。

今回、水道料金が、確かに平均5,000円ちょっとが高いかどうか。もちろん、この近辺で一番高いということは認識をしておりますけれども、国保税と比べた場合に、どちらを優先するかというのは、それぞれのそのときの財政状況によって判断せざるを得ないということで、今回、市長が答弁申し上げましたように、次期総合計画の実施状況を踏まえて、高料金対策について検討していくということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 確かに勝浦市の財政状況については、本当に厳しいというのは十分にわかっていますし、ずっと言われてきています。ただ、それが勝浦市だけじゃなくて、今、副市長から説明があったとおり、これは全国的な問題であって、各自治体、本当に厳しい中でやっている。その中でもここが関東一高い、これが出ちゃっている。全国では10本の指に入るぐらいの数字ですので、生まれた赤子から100歳を超えたご老人まで、皆ひとしく水を使うわけですから、そこに市の財政を投入することは、逆に市民から歓迎されるべきものと思います。ですから、確かに財政問題を含めながらの考えですが、一日も早く、といっても、来年からできるものではありません。県のほうも予算の措置はしなきゃいけない。ちなみに、県は2008年度では20事業者に29億6,900万円補助しています。平成11年度では27億7,900万円補助しています。この県税を投入しても水道料金を下げるんだというのが各自治体の考え方があるから、そうになっていると思いますので、ぜひとも勝浦市も、今手を挙げても、恐らく平成25年度からできるかどうか。県も財政が厳しいので、いずれなくなってしまうかもしれません。でも、補助金を出しているという現状の中で、勝浦市もやるべきだと思いますので、検討するの前に前向きを入れてもらって、お願いをしたいと思います。

次に、最後の3点目になります。条例の問題なんですけど、はっきり申しまして、私が1回目で言ったことが、皆さんよくわからないと思います。言っている本人もよくわからない部分があります。ただ、言いたいのは、産廃問題が起きました。そして、鶴原区の人たち、ここにいる鶴原の出身議員は2名おりますが、先頭に立って反対運動をした結果、今の状況が生まれました。勝浦市は平成6年にもたしか部原とか興津に産廃計画が上がっています。当時、私は担当でしたので、よく覚えているんですけど、当時は今回ほど厳しくなくて、事業者が財政破綻というか、そういう問題があったので、撤退をしましたけど、本来はそのころから手当てをすればよかったのですが、今回、鶴原が一所有者の中に産廃処分場をつくるということで強行に出てきまして、県の非常に強い判断があって、みなし取り下げという形になりました。ただこれは、まだ完璧に終わったわけではありませんが、一応、安堵のところだと思います。

そういうものを前提として、勝浦市に産廃という言い方は非常におかしいかもしれませんが、そういうものを今後も持ち込ませないような勝浦市をつくっていく必要があるんじゃないのかなと思って、この自然を守る、産業を守る条例の制定はいかがですかというふうな質問にさせていただいたのですが、この問題を排除すべく、一市民の方なんですけど、勝浦市磯根自然保護条例という案、まだそれが議会でどうのこうのという話の段階ではありませんが、そういう案をつくった方がいます。その方は、環境問題に対応すべくいろいろ勉強している方でありまして、その条例案は私の手元にもありますが、これは行政にも出してあるということですし、検討してもらえないかなということでもあります。しかし、素人という表現は、その人に対しては大変失礼なんですけど、法律の専門家ではない方がつくっているんで、いろんな不備な点もありますし、そういうもののたたき台もある。

その方が一番もとにしたのは、三重県津市で水道水源保護条例というのを全国に先駆けてつくった事例があります。それは何かというと、人の口に入る水の流域に、ここでははっきり言っていますが、産業廃棄物処分場などを建設する場合に、その条例によって審議会を開いて、その中でそれを受けるかどうかというような内容になっています。それもすぐに行政のほう

はとれると思いますので、ぜひ参考にしていただきたいんですが、そういう自然を守るために、1回目の答弁の中で言いましたけど、勝浦市も夷隅川の水を水道水源に、今でも一部を使っているということもありますし、また、勝浦市の産業である水産業、そこは夏の海女であるとか、近海の漁場であるとかいうもので、磯根なり、勝浦市の近海の海を守っていくというようなことも考えられるんじゃないのか。

それとともに、農地についても、夷隅川の水、これも前に出ていますが、大森地先の養鶏場の跡地の問題も提起されています。そこによって夷隅川の水、そこが原因とほぼ特定できる。そこだけではありません。畜産業の方には大変失礼かと思いますが、畜産環境の悪い部分が水源である夷隅川の水も汚しているという実態もあります。そういうものも含めて、この上野・総野地区であれば夷隅川、興津・勝浦地区であれば、海水浴場なり、海岸なり、磯根、そういう自然を守るために条例ができないのかなと考えている次第でありまして、市長の答弁では今後、庁内の会議を開いて検討し、さらには専門家を入れた懇話会もつくることもやぶさかではないというご答弁をいただいています、いま一度、そういうことにおいて検討、研究をしていくんだと。庁内だけではなく、早速、そういうものについて専門家を入れた会議をつくっていくんだということができないのかなと思います。市長の答弁をいただいていますので、副市長、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、確かに勝浦市内から産業廃棄物の処分場は市内につくらせない、これはだれしも願っているところでございます。議員ご提案の一つの条例ですべての規制がかけられるかというのは非常に難しい問題があるのかなと。先ほど市長答弁でも申し上げましたとおり、それぞれの、水道水であれば水道水を保護する条例といいますか、法律とか、あるいは土地開発についてはそれなりの法律等はございます。憲法、あるいは地方自治法でも、憲法ですと、法律に違反しない限り、市町村では条例もつくれますし、地方自治法でも法令等の範囲内という規定もございますので、法律でできるものを市町村の条例でつくらせないということは、現実問題では不可能と考えております。

ただ、そうは言いましても、確かに産業廃棄物最終処分場というものが市内にできることは絶対に反対ですので、すぐこういう専門家に集まっていただいて、そういう条例が設置可能かどうか、これは当然、公費を使って弁護士なり、あるいは大学の先生で委員会をつくりまして、招集して、検討していく段階で、これはできる条例じゃないよ、法律が優先するんだと言われれば、それまでですから、現在、各課でいろいろな規制の条例、あるいは法律がありますので、庁内でその辺が少しでも脈があれば、当然、そういった協議会をつくって検討していきたいと考えておりますので、その前に庁内で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 先ほどさきがけとして津市の水道水源保護条例のお話をしましたが、千葉県の中にも、産廃絡みですと廃棄物処理法の観点で、千葉県では指導要綱によってやっています。そこにも立地に好ましくないところは、すべて要綱の中に入っていますけど、そこには海とか磯根とかは入っていません。県内でも廃掃法とは別の観点で規制を加える条例がつけられています。木更津市、君津市、袖ヶ浦市、市原市、南房総市、山武市、銚子市、神崎町、長柄町、多古町、これは私の調べた範囲ですが、山武市を除くところは最終処分場を条例の中で対象施

設としてきっちりうたっています。そういうこともありますので、県内でもかなりそういう産廃についてはいろんな問題、銚子市の裁判の問題とかいろいろ起きています。勝浦市は今のところ裁判になっていませんので、いいんですが、それこそ裁判とかになると、またまた市の余分な金も使わなきゃいけないということにもなりますので、ぜひとも、その前に、今、副市長が言われたように、最初は庁内の各課の検討で結構でございますけど、本当に真剣にこれをどうしたらできるのかというものはつくっていただきたい。そういう中に我々が入っていくのも、やぶさかではありませんし、私どもも十分協力してやっていきたいと考えていますので、よろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって鈴木克己議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 続きまして、吉野修文議員の登壇を許します。吉野議員。

〔10番 吉野修文君登壇〕

○10番（吉野修文君） 新世会の吉野です。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告した私の質問についてお伺いをいたします。

まず、第1点目の千葉県立勝浦若潮高等学校の統廃合についてお伺いをいたします。同校は、当市において唯一の県立高等学校であり、市内中学校から多くの生徒が進学しております。また、同校は長い歴史のある高等学校でもあり、さらに同校が進めている海洋科学は当市の基幹産業であります水産業に対し、今後の担い手の育成としても欠かすことはできません。さらに、同校の生徒が勝浦市の活性化につながっていることも事実でございます。

何よりもこの若者たちが町なかを歩く姿は活気を感じます。この若者たちの姿が見られなくなることは、勝浦市からさらに活気をなくし、勝浦市を衰退させるのではないかと。また、市としても、勝浦若潮高等学校存続のため、強力に県に対し働きかけをするか、今後の取り組み、あるいは考え方についてお伺いいたします。

次に、鵜原地先の産業廃棄物最終処分場についてお伺いいたします。本年9月15日付で千葉県環境生活部長から、株式会社M・M・Iに対して、平成20年7月28日付で受け付けた事前協議については、審査指示の日から起算して2年を経過して、終了していないことから、千葉県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱により、取り下げられたものとみなすので通知しますとのことでありますが、今後、同社がまた申請を出すことも可能とのことから、市としての今後の対応についてお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの吉野議員の一般質問に対して、お答え申し上げます。

初めに、千葉県立勝浦若潮高等学校の廃校問題についてでございますが、まず、勝浦若潮高校が廃校になるとのことだが、市として廃校問題に対してどのように対応していくのかとのお質問でございますが、平成23年11月16日付で千葉県の教育委員会から示されました県立学校の改革推進プラン最終案及び第1次実施プログラム案におきまして、勝浦若潮高校と大原高等学

校、岬高等学校の統合が明記をされております。

この概要につきましては、3校統合の上、総合学科を設置することとされ、大原高等学校の校舎を使用するほか、現在、勝浦若潮高等学校に設置されております海洋科学系列は廃止することとされております。この学校再編の統合案は絶対に受け入れることはできません。

この案によれば、本市は県内で唯一、高等学校のない市になってしまいまして、地域経済などに大きな影響を及ぼすことは必至でございます。今、議員のご質問にありましたように、勝浦市の中から若者たちの姿がなくなるということは、まさに活気がなくなってしまう。現在の生徒がいるということが活気につながるということで、私はこういう県立高校というのは単なる高校として存在するのではなくて、この勝浦市の地域経済と地域社会と融合しながら高等学校は存在するということでございますので、単純にA、B、Cをくっつければいいというものではないと考えておりまして、今回の再編計画は絶対受け入れることはできないと思っております。

また、本市内から多くの方が通学しておりますので、通学時間の拡大、保護者負担の増大など、多くの問題があり、到底、容認することはできないものであります。

本市の意思は、千葉県教育委員会に伝えてございますが、現在、各地区の区長会長を通じまして、勝浦若潮高等学校の存続を求める署名活動を行っているところでございます。

署名の収集期日は、12月13日までとしておりますので、取りまとめた要望書につきましては、本年中に千葉県教育委員会に持参し、本市民の意思に基づく3校統合案の撤回を強く要望してまいりたいと考えております。

次に、産廃問題についてお答え申し上げます。県は、本市鶴原地先に計画されている産業廃棄物の管理型最終処分場の事前協議について、千葉県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第17条第2項の規定により、平成23年9月15日付で事業者に対して取り下げたとみなす通知をいたしました。これは、平成21年9月10日付で通知した審査指示事項の調整が2年の期限の平成23年9月9日までにすべての調整ができなかったためでございます。

この調整できなかった審査指示事項でございますけれども、住民に十分な説明がなされていないことや、同指導要綱第12条の規定による関係地域の世帯の3分の2以上で構成されている団体の長との環境保全協定の締結に至っていないため、指示事項にある関係住民に対し十分な説明を行い、理解を得ることを満足していないものと認められ、事前協議が未了とされたものでございます。

しかし、これは行政指導であります事前協議が取り下げられたとみなされたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定による許可申請そのものがないというわけではございません。今後、引き続き事業者等の動向を監視してまいりたいと思っております。

ただ、今回のこの取り下げも含め、この産業廃棄物につきましては、6月議会で議決をいただいた残土条例というのが相当きくと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 今、市長から心強いご答弁をいただいたところですが、学校問題に対して、最悪、他校との統合になるという場合に、学科によってはさらに勝浦校舎の使用ができるように県に対しての申し入れをする考えはあるか、お伺いをいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、現在、若潮高校の存続について、これは撤回をしていただきたいということを強く申し入れるということでございますので、現在はそういう姿勢の方向で対応してまいりたいと考えています。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 各地区の区長会長を通じての署名運動について実施されているということは、私も承知をしております。また、この署名運動とあわせて、今伺ったように、力強い市長の答弁に、非常に期待をしておるところでございます。

次に、産廃の関係ですが、平成6年に鶴原地先での建設計画、また、平成10年には部原地先での建設計画、平成13年には興津地先での建設計画、そして今回は再度の鶴原地先での建設計画と、都合4回の建設計画がありました。建設計画ができないための抑止力を働かせるため、産廃反対宣言の地区というような意思表示をされたらどうかということですが、例えば、香取市では平成19年12月21日に産業廃棄物最終処分場設置に反対する宣言をしております。本市としてもこういう宣言をする考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） このような宣言を行うというのも一つの手だろうと思います。ただ、先ほど鈴木議員からお話もございましたけども、もうちょっと強制力のある条例ができないかどうか、これも庁内で検討していきたいと思いますが、例えば、極端な条例だと、勝浦市産業廃棄物排除条例ですね。産業廃棄物を排除する条例、例えば極端にこういう条例をつくったらどうかということも、極端に言えばできないことはないわけですが、これは一般的には法律で訴訟すれば負けるということでございますので、ここら辺はいろいろ法律に基づいて、いろんな規制がある中で、その法律に上乗せ条例、また横出し条例、こういうものができるかどうか、ここら辺について庁内でも検討し、また、場合によっては外部からの専門家も含めて検討していきたい。ただ、今、議員質問されましたように、こういう一つの産業廃棄物の反対宣言、これは今の法律が、例えば廃掃法でもきちっと汚水は出てこないような管理型の、そういうような規定になっておりますので、ここら辺をすべて性悪説で考えるのかどうか、そこら辺はなかなか法律の厳しいところでございます。ただ、そういう中で恐らく、香取市のほうではこういう宣言というようなことで決まったのではないかなと思いますが、そういうのも一つのやり方であろうかと思っておりますので、それについてはまた検討してまいりたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 今、市長から学校問題、あるいは産廃の件について、非常に心強いご答弁をいただきました。これをさらに進めていただけるようお願いしまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） これをもって吉野修文議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

〔1番 磯野典正君、2番 鈴木克己君、15番 末吉定夫君退席〕

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、藤本 治議員の登壇を許します。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 日本共産党の藤本 治でございます。通告に従いまして、8項目のテーマで、多岐にわたりますけれども、一般質問をさせていただきます。

まず第1には、国保税の引き下げについてであります。資格証明書及び短期保険証の発行が、このところ顕著に増加していると思いますが、市はこれをどのように評価しておられるでしょうか。滞納が1年を過ぎたら資格証明書の発行との機械的対応をしているのではないかと懸念しております。資格証の発行、詰まるところ、保険証の取り上げは、人命にかかわることであり、軽々しく行うべきではありません。だれを対象に、どう対応されているのか、お伺いいたします。

前年度が所得ゼロでも、多額の資産割が賦課される場合があります。これを軽減する税の引き下げ、または減免措置が必要ではないかと思えます。そして、そのための財源として、一般会計からの繰り入れを行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

第2に、ごみ袋代の値下げについてお尋ねします。勝浦市民が入手する可燃物用の指定ごみ袋は、1リットル当たり1.6円に相当します。勝浦市の場合、40リットルの袋が65円で流通しております。大多喜町では35リットルの袋が50円で販売されておりまして、1リットル当たりでは1.4円となります。いすみ市におきましては、45リットルの袋が50円で販売されておりますので、1リットル当たりになりますと1.1円であります。御宿町は、ごみ収集加入料200円月額というのが定額で徴収されておりまして、この指定のごみ袋という制度ではございません。

したがって、勝浦市の1リットル当たり1.6円、大多喜町の1.4円、いすみ市の1.1円と比較いたしますと、夷隅郡市の中で最も勝浦市が負担が重いのであります。何ゆえこのような重い負担になっているのか、市民がわかるようにご説明をお願いいたします。

可燃ごみ有料化は、ごみの減量化やリサイクルの促進を目的に掲げて導入されました。その効果は、この間のごみ収集量の推移にどう反映しているのでしょうか。そしてこの間、ごみの減量化のために行われた努力にはどのようなものがあつたのか、ご説明を願います。

平成28年度供用開始に向けて、広域でのごみ処理施設建設計画を進めていますが、このごみ袋代の格差、ちぐはぐをいつまでにどう解消しようとしているのか、段取りをご説明ください。

第3に、就学援助制度の活用について伺います。就学援助制度の趣旨をどう理解し、市民にはどのように周知していますでしょうか。勝浦市では、現在、就学援助制度は、児童生徒の何%に利用されていますか。国及び県の実績は、それぞれ何%かお示しをください。

勝浦市で利用が少ない理由は何でしょうか。制度の周知、案内及び申請受付の時期と方法、認定の基準、給付の方法など、この制度にかかわる全過程で利用を少なくしている要因を見直した上で、利用を広げるためにどんな対策をとるべきかと考えるか、市の考え、今後の対応をお伺いいたします。

第4には、防災のまちづくりについて伺います。津波ハザードマップの発行は、防災意識を高める絶好の機会となるものであります。ぜひともそうしなければなりません。その発行予定時期とその機会を最大限に生かすための工夫や準備をどのように進めておられるか、お伺いいたします。区やより小さな集落単位での津波避難訓練、避難場所を同じくする人々が実際に避難を体験する機会をつくるのが極めて有効だと考えます。避難体験を通じまして、避難場所

の選定及び避難路整備の箇所や課題も具体的になってくるのであります。市民の協力や自主性を促して、このような取り組みを行う考えはないか、お伺いいたします。

防災無線につきまして、その整備や拡充の現状をどう評価して、何を今後の課題と考えているか、お伺いをいたします。

第5に、放射線からの防護についてお尋ねをいたします。放射性物質の移動、濃縮によるホットスポットの存在が各地にあらわれています。勝浦市でも定点観測とともに、ホットスポットの把握に努める線量測定を行ってきたことと思いますが、その実情はどんなものであったか、ご説明をお願いいたします。

各地のホットスポットは、まず市民により通報され、行政が追認することで発見されております。きめ細かい放射線への監視のかぎは、市民参加であります。勝浦市でも希望する市民に線量計を貸し出す、あるいは市民が要請する場所で線量測定を行うことが必要と思いますが、見解をお伺いいたします。

第6といたしまして、年少扶養控除廃止への対応についてお伺いいたします。子ども手当の導入に伴う年少扶養控除などの廃止、縮小により、住民税が増税となる家庭が生まれると思いますが、この税額と連動している、例えば保育料などの費用徴収は、このほかにもあるのかどうか、お伺いをいたします。

そして、これらの費用徴収には扶養控除の見直しによる影響を生じさせないようにすべきだと考えますけれども、どのように対応しようとしているのか、お答えをください。

第7に、市民会館跡地の暫定的活用についてお伺いいたします。市民会議におきまして、跡地の活用について意見交換が重ねられております。恒久的な活用方法については、拙速に結論を求めるべきではないし、構造物の建設を伴う場合には、財源も準備期間も必要といたします。相当時間を要すると思われるわけですが、その間、広大な跡地を現状のままにしておくのはもったいないわけです。費用を余りかけずに、最小限の整備を行い、暫定的に駐車場として利用し、その効果を検証してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

第8、最後に、夷隅地域の高校統廃合問題についてお伺いいたします。千葉県教育委員会は、16日に大原、岬、勝浦若潮の夷隅地域3高校を2015年度に大原に統合することを盛り込んだ県立学校改革推進プランの最終案を発表し、県民からの意見を集めた上で、年度内に正式決定すると言っております。既に2002年からの統廃合によって6校あった高校が現在4校になっております。あわせて行われました通学区の規制変更によりまして、夷隅地区と長生茂原を合わせた第7学区からは1学年4クラスの学校1校分の生徒が千葉市の学区に流出してしまっています。4校から2校への統廃合は、この流出を加速し、夷隅地域への若者の定着を阻害することを初め、計り知れない影響を及ぼします。まずは、この統廃合案への市長の態度表明を求めます。

統廃合の撤回を実現するためには、勝浦市におきましては、市及び議会、市民が一丸となってアピールと運動を行うこと、さらに夷隅地域としてまとまりのあるアピールと運動が必要であり、肝要だと考えます。早速、区長会長連名での署名運動、及び今議会では議会での意見書採択を今、準備がされております。市長も市民及び議会と一体となつての態度表明、行動をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。お考えをご表明願います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

初めに、国保税の引き下げについてでございますけども、1点目の資格証明書及び短期保険証の発行が、このところ顕著に増加しているけども、どのように評価しているかということでございますが、今年度8月現在、資格証明書の発行は161世帯で、前年度に比べ17世帯増加、短期被保険者証の発行は191世帯で、前年度に比べ27世帯増加しております。この原因は、長引く景気の低迷による離職者の増加や収入の減によるものと思われます。

2点目の滞納が1年を過ぎたら資格証明書を機械的に発行しているのではないかとのご質問でございますが、国保税におきましては、納期限が経過し、滞納となった場合に、納付の督促手続を行っておりまして、それでも特別の事情もなく納付されない場合は、短期被保険者証を発行しております。さらに、その後の納付相談等により、誠意のある納付の履行が認められない場合には、資格証明書を発行しておりますが、これらは被保険者間の負担の公平を保つためのやむを得ない措置でありまして、国保財政の健全化を図る上でも必要なものであります。

今後におきましても、勝浦市国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証取扱要領の規定に基づきまして、滞納者との十分な接触を図りながら、納付相談及び納付指導を行っていく考えでございます。

3点目の前年度が所得ゼロでも多額の資産割が賦課される場合がある。これを軽減する税の引き下げ、または減免措置が必要ではないかとのご質問でございますが、本市の国保税算定は、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式により算定しておりまして、前年度の所得がなくても固定資産税額の10%を賦課させていただいております。この資産税につきましては、固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額により算定いたしますが、平成22年度の税率改正におきまして、税率を20%から10%に軽減したところであり、現時点では引き下げる考えはございません。

また、減免措置につきましては、国民健康保険税条例第24条の規程によりまして、災害等により生活が著しく困難となった場合等は、世帯平等割と被保険者均等割について、申請により減免を行っているところでございます。

また、資産割の引き下げのための財源として、一般会計からの繰り入れを行うべきこととありますが、国保事業は国庫支出金等の公費と保険税で賄うことが建前とされていることから、現時点では一般会計からの繰り入れは考えておりません。

次に、ごみ袋代の値下げについてでございますが、1点目の勝浦市は夷隅郡市の中でごみ処理に係る負担が重いというご質問であります。可燃ごみの収集手数料につきましては、他の市町村と比較して同程度の市民負担となるように、ごみ収集手数料を1リットル当たり1円と設定しておりまして、可燃ごみの指定袋については40リットルの袋で40円、30リットルの袋で30円、20リットルの袋で20円の手数料をいただいております。この手数料に加え、各小売店では独自に袋代を上乗せしているため、40リットルのごみ袋1枚に対し60円から65円の価格で流通されている状況でございます。袋の販売価格につきましては、手数料は市が決定しているものの、袋代については各小売店の自由競争に任せているため、市は関与していない状況でございます。

また、指定袋の販売方法が自治体ごとに異なるため、単純にごみ袋の容量と販売価格だけで比較することはできませんが、いすみ市と比較した場合、可燃ごみの袋については勝浦市のほうがわずかに高いものの、資源ごみについてはいすみ市のほうが2倍から3倍程度高い販売価格となっており、勝浦市が夷隅郡市の中でごみ処理負担が最も重いとは一概には言えないと考えております。

2点目の可燃ごみ有料化の効果、ごみの減量化のために行われた努力についてでございますが、平成20年7月から可燃ごみの有料化が導入され、この有料化に伴っての効果であります。有料化以前の可燃ごみの搬入量ですが、平成19年度は8,311.65トンでありましたが、有料化実施により平成21年度については6,788.13トン、平成22年度は6,473.70トンとなっており、可燃ごみを有料化したことにより、年間1,800トン以上、約22%のごみ減量化を達成いたしました。

減量化の努力といたしましては、ごみ減量化促進のために広報紙を活用して啓発するなど、市民のごみの分別、リサイクル意識の向上を図ってまいりました。

なお、ごみ処理量が減少したことにより、焼却炉への負担が減り、施設の延命化に貢献していると考えております。

3点目の広域ごみ処理施設建設計画におけるごみ袋代の格差解消についてであります。広域ごみ処理施設の共用開始までにごみ袋やごみ処理手数料等、統一する方向で検討しております。

次に、防災のまちづくりについて申し上げます。

1点目の津波ハザードマップの発行予定時期と機会を最大限に生かすための工夫、準備についてでございますが、津波ハザードマップの発行につきましては、年内完成を目指して、現在、最終の調整をしているところでございます。各家庭への配布につきまして、A1サイズの地図6枚と防災ブック津波編のセットのため、まとまるとかなりの量になりますので、年末年始を避けた時期で、市政協力員と調整したいと考えております。

また、ハザードマップの作成につきましては、これまでいろいろな会議で説明してきておりますが、今後も各種の機会をとらえ、説明してまいりたいと考えております。

2点目の区、あるいはより小さな集落単位での津波避難訓練を行い、課題を具体的に示していただくことですが、ご質問のとおり、避難訓練の実施は、避難体験を通じて避難場所の選定及び避難路整備の箇所や課題も具体的になってまいりますので、市といたしましても各区に実施をお願いしているところであります。今後も各区における自主的な避難訓練を促してまいります。

なお、ハザードマップ作成に当たり、地域の状況を把握している区長及び区の役員の皆様の意見伺いながら、一時避難所や避難路の整備について検討いたしましたが、今後も避難訓練を通して、整備の必要な場所があれば、推進してまいりたいと考えております。

3点目の防災無線の整備拡充の評価及び今後の課題でございますが、防災行政無線は、昭和63年度に運用を開始し、平成10年度から平成13年度において更新をして現在に至っております。この間、気象警報など防災情報や各種行政情報の周知、伝達に寄与してまいりました。また、平成21年度から全国瞬時警報システムを運用し、より迅速な情報伝達が行われるようになりました。しかし、本市の特殊な地形から聞きづらい地域があることも事実であります。今後は、子局やスピーカーの増設、中期的にはデジタル化への更新に合わせ、拡充を図りたいと考えて

おります。

次に、放射線からの防護について申し上げます。

1 点目のホットスポットの実情についてでございますが、10月から各保育所、各小中学校などの側溝や雨どいなど、放射線量が高そうな場所についても測定をしているところでもあります。

このような中、平成23年11月25日付で千葉県災害復旧復興本部より、放射線物質により環境汚染された土壌等の除染等の措置に関する千葉県としての対処方針が出され、除染等の措置に関する対策目標として、地上1メートルの高さで1時間当たり0.23マイクロシーベルト以下という方針が示されたところではありますが、最近の測定においても、最高値が0.15マイクロシーベルトで除染等の措置に関する対策目標値以下でありました。

2 点目の線量計の貸し出しについてでございますが、現在、1台保有してあります。市が実施している毎週1回の定点や保育所、小中学校、その他公共施設における測定、また文部科学省が行った航空機モニタリング測定においても、除染等の措置に関する対策目標値の0.23マイクロシーベルトより高い数値は測定されておりませんので、今のところ、市民への貸し出しは考えておりません。

また、市民の要請する場所での測定につきましては、毎週の定点の測定場所や1週間置きの保育所、小中学校、その他公共施設のほかに、近くに測定地点がない場所についても33カ所選定し、逐次、測定し、公表する予定でありますので、今のところ考えはございません。

次に、子ども手当の創設に伴う個人住民税の年少扶養控除などの廃止、縮小による影響についてお答え申し上げます。平成22年度からの子ども手当の創設や高校授業料の無償化の財源に充てるため、国では平成22年度の税制改正により個人住民税の扶養控除のうち、16歳未満の扶養親族に係る33万円の控除の廃止、並びに16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ分12万円が廃止され、平成24年度の個人住民税から適用されます。

また、現時点での一定の要件に該当する方の個人住民税以外の影響につきましては、保育所の保育料のように、住民税の税額等に応じて料金の設定等を行っているものが9種類、税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇する制度となっている児童扶養手当の支給基準など3種類で影響が見込まれます。

これに対する本市の対応につきましては、保育料を初め、国より示された年少扶養控除等の廃止により影響を受ける費用徴収制度等に対する取り扱いについての通知や、近隣市町村での取り扱いを参考に、年少扶養控除等の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応したいと考えております。

次に、市民会館跡地の暫定的活用についてのご質問ですが、市民会館跡地利用につきましては、現在、市民会議を開催しご意見を伺っておりますが、大方の方が駐車場不足解消のため、とりあえず駐車場整備を行うべきとのご意見であり、また、2月には市最大のイベント、かつうらビッグひな祭りを控えておりますので、今議会の補正予算に駐車場整備事業費を計上したところでもあります。

駐車場整備に当たりましては、暫定的な駐車場ではなく、大型バスの利用も含め、駐車場としての機能、強度、附帯設備等を考慮したものであり、予算成立後、早急に整備を図る考えであります。なお、構造物の建設に当たりましては、市民及び各団体の意見をお聞きしながら、駐車場の利用状況等を検証し、今後、検討していきたいと考えております。

次に、夷隅地域の高等学校統廃合問題であります。まず、統廃合案に係る市長の見解についてのご質問であります。前の吉野議員にもお答えしましたように、3校統合の上、総合学科を設置することとされ、大原高等学校校舎を使用するほか、現在、勝浦若潮高等学校に設置されております海洋科学系列は廃止することとされております。絶対にこの案については受け入れることはできません。もし廃止となれば、本市は県内で唯一、高等学校のない市となってしまう、地域経済などに大きな影響を及ぼすことは必至であります。

また、本市内から多くの方が通学しておりますので、通学時間の拡大、保護者負担の増大など、多くの問題があり、到底容認することはできないものであります。

次に、市及び議会一体での態度表明を行うよう提案するが、それをどのように考えるかとのことであります。本市の意思は、千葉県教育委員会に伝えており、現在、各地区区長会長を通じて、勝浦若潮高等学校の存続を求める署名活動を行っておりますが、勝浦市議会におきましても議員各位のご協力をいただき、勝浦若潮高校の存続について、その実現を図ってまいりたいと考えております。

以上で藤本議員に対する一般質問の答弁を終わります。残りのものにつきましては、教育長から答弁申し上げます。

○議長（丸 昭君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、就学援助に対するご質問でございますが、勝浦市教育委員会では、学校教育法第19条の規定により、経済的理由により就学が困難な学齢児童、または学齢生徒について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に努めているところでございます。

また、就学援助制度の周知につきましては、勝浦市便利帳に掲載し、市民へ周知しているところでございますが、各小中学校でも集金が遅れるなど、経済的に就学が困難な家庭に本制度の説明をしているところでございます。

次に、就学援助制度の利用率についてのご質問でございますが、勝浦市内の平成22年度準要保護児童生徒援助費の受給率は、小学校が1.83%、中学校が2.12%でございます。要保護児童生徒援助費の受給率は、小学校が0.52%、中学校0.71%でございます。

また、全国の小中学校全児童生徒数に占める準要保護児童生徒、要保護児童生徒の割合は15%でございます。なお、県の実績は公表されておられません。

次に、市民への就学援助制度の周知についてのご質問でございますが、勝浦市内の準要保護児童生徒援助費受給率は、昨年度と比較し、小学校でやや減少していることから、現在、就学援助の申請や支給方法など、就学援助制度について、よりわかりやすく市民へ周知するための規程を策定中であり、来年2月の勝浦市教育委員会議で審議する予定となっております。

以上で藤本議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 第1の国保税の引き下げについてでありますけれども、資格証明書を発行する対象なんです。悪質な滞納者以外にどういう人が対象になっているか、あるいは、払いたくても払えない人は対象となっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。資格証明書の発行の対象者という質問でございますが、市長答弁のとおり、税の納期が到来しますと督促が行きます。その後に納税の状況によりまして短期被保険者証というものが発行されているわけでございます。さらに誠意を持って市の徴収吏員、税務課の担当職員と滞納者との相談等を重ねて、その履行が誠意がないと判断された場合に、担当職員の判断によりまして、あるいは規定がございますので、それによりまして資格者証を発行しております。この場合、1年以上の滞納が条件となります。

さらに、払いたくても払えない方というのは、当然おと思います。実態は把握し切れませんけれども、それにつきましても徴税吏員と被保険者と相談、あるいは分納の相談等々で判断しているものでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 悪質な滞納者以外に資格証明書が発行されている事例がないかどうかということでお尋ねしたわけなんですけれども、私はこの間、相談に乗った方がいらっしやいまして、1年以上滞納したがために資格証明書を受けておられます。それを市役所のほうに取り次いで、まず行いましたことは、前年度の所得がゼロというか、事業をなさっていらっしやるんですけども、売り上げは余りにも少なくて経費のほうが大きくて、赤字だということで、収入がゼロなわけなんですけれども、その確定申告をなさっておられなかったがために、均等割や平等割も満額請求を受けておられたわけです。その確定申告によりまして法定減免を受けて、あと資産割は満額残りましたので、12カ月で割って、一月当たり3,500円の負担をこの方にさせていただいて、1カ月ごとに3,500円を支払うことによって、1カ月有効の短期保険証を受け取ることができたという事例なんです。この方は1年以上滞納なさったわけです。それは、先ほど答弁がありましたが、資産割が20%だった時代の税額が全く払えなかったということでありました。今年、額が10%になって、先ほど申し上げましたように、12カ月で割ると3,500円の負担ということになったわけなんです。

そういった事情のある方なんですけど、確定申告につきましても、それをしたほうが有利になりますよと、そういう説明もなかった。あるいは、督促状は頻繁に届いたけれども、市役所のほうから相談に乗りますからおいでくださいという呼び出しもなかった。あるいは、自宅への訪問もなかったということです。だから、そういう納税相談というのが、この方については全くなかったのかなと思われるような状況でありました。

だから、この方がなぜ資格証明書を受けたのか。悪質な滞納者じゃなくても、1年以上滞納していれば資格証明書が発行されている、そういう機械的な対応なんじゃないかと思ったわけなんですけども、いかがでしょうか。

〔15番 末吉定夫君入席〕

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。税務課の徴収吏員におきまして、分納とかの納税相談を滞納者ごとに細かくやっておると聞いております。例えば、夜間の電話催告、または接触を図るために納税相談、実態把握のために来庁するような促し、資格証明書の交付に際しましては、事前に特別の事情があるかどうか。ある場合には届書を用意してございますので、これらを送付するとか、そういった手続を徴税吏員のほうで細かく滞納者と接触を図ってくるという現状でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私が遭遇した方が、たまたま例外的にそういったことに漏れていたのかもしれませんが、とにかく資格証明書を発行するということは保険証を取り上げるということと同じ意味でございますので、命にかかわることなんです。ですから、やるべきではないと思いますけれども、万が一こういうことをやるということであれば、いついつ、こういう働きかけをしたけれども、拒否されたとか、訪問して面談しようとしたけれども、拒否されて会えなかったとか、そういう記録を残して、こういうことがあったから悪質だと判断して資格証明書を発行したんだというような、この方がなぜ資格証明書を受けたのかということで、明確な理由が明らかにならないわけですよ。悪質性が全然見えてこないんです。そういうことの記録も残ってないということなので、非常に軽々しく資格証明書が発行されていると思わざるを得ないんですけれども、こういう方を1人たりとも生み出さないように、今後、そういった点でどういう努力をして、どういう結果になったかということを、一人ひとりの納税者について記録を残した上で、資格証明書というのは、こういう経過があったけれども、やむなく発行したということが、後から聞かれたときに説明できるぐらいなものを残すべきだと思いますけど、いかがですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） ご指摘の滞納者対応でございますが、基本的に電話催告を初め、いろいろ納税者との連絡はとっているつもりでございます。また、直接徴収に伺うこともあります。こうしたことから、恐らくは滞納者の個票といえますか、接触したときのメモ等はこちらでは残っているかもしれませんが、ただ、議員から個々のお名前を伺っておりませんので、確認のしようはございませんが、確定申告につきましても、本来、申告でございますので、事業者、また申告の必要のある方は自主的な申告ということで、我々も市民税の算定等に当たりましても、ないものについては電話で問い合わせる、また、訪問して指導する等々毎年行っている中で漏れたものではないかというようなことも考えられます。

今後とも、国税、また地方税の申告につきましても、適切なアドバイスを行いながら無申告の方については申告をすれば税は高くなるという概念を捨ててもらって、申告したことによっていろいろな減免措置も受けられるということをご理解をいただくために努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） いずれにしても、きちっとした対応をしていただいて、1人たりともそういった努力が漏れてしまうことがないようにお願いをしたいと思います。

この方の場合、収入がゼロであっても資産割はそのまま軽減されず、満額賦課されているわけなんです。20%から10%に軽減されておりますので、前よりは楽にはなっているんですけれども、しかし、収入が全くない方にも資産割というのは容赦なくかかっております。市長には、地方税法第717条に水利地益税等の減免の権限があります。市長の権限で減免ができるというものでありますけれども、こういう方々につきまして、一人ひとりの事例に対応して減免をなさるのか、あるいは制度として申請減免の措置をお考えいただきたいと思うんですけれども、市長にそのようなお考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけども、被保険者間の負担の公平、こういうものもありますので、その減免というその措置、例えば災害が起きたときの減免とか、そういうのがありますけども、私は裁量的に減免というのをすべきではないと思っております。本来にやむを得ない場合のみ行うべきだと思います。したがって、今のところ、担当のほうから具体的にそういう事例が出てくれば、私のところにも上がってまいりますけども、そこで実情、いろいろお話を聞きまして、決裁をするということになります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 最後に、この問題で1点だけ伺いますけれども、所得がゼロでも資産割を払うべしという合理的な理由というのは、どういう理由があるんでしょうか。ご説明願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） 税条例上、資産割ということで定めておるところでございます。先ほど市民課長からの答弁のとおり、平成22年度の運営協議会におきまして税率を20%から10%に減額したところでございます。この辺につきましては、取っていない市町村もあるやに認識しておりますが、これは今後、またこの地域での課題ということで、事業を運営する中で検討していくものというふうに思われます。今のところは、これがなくなったことにより、基本的な本税の税率ほうにはね返るものと思いますので、これはあくまで担当者という見解ではなくて、市民代表等も含めた運営協議会の中で検討していただくべきものだと考えています。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この問題はここまでにして、次に第2点目に移りたいと思います。ごみ袋代の値下げにつきましては、勝浦市のごみ袋、大多喜町と比べましても、大多喜町は1リットル当たり1.4円、勝浦市は1.6円ですが、これはいろいろ言われましたけど、1リットル当たりの収集量が勝浦市は1円だということと、ごみ袋代の製造原価、流通経費、この3つのうちのどれかが違うから大多喜町と勝浦市では市民の負担が違っていると思うんですけど、勝浦市と大多喜町と比べると何が高いんですか。お尋ねします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅清掃センター所長。

○清掃センター所長（目羅洋美君） お答えします。勝浦市の場合は、手数料ということで手数料の値段を決めていまして、大多喜町、いすみ市は袋代ということで値段が決まっているということで、勝浦市の場合は手数料に袋代が追加されて、その間に当然、袋をつくる業者、袋を売る業者の利益が含まれて、この値段になるというようなことでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 市民が聞いても、ああ、よくわかったというふうには絶対にならないと思うんですね、今の説明だと。だから、勝浦市はしっかり1リットル1円のごみ収集料は市民から取っているわけですよ。大多喜町やいすみ市は、そういうやり方じゃない。ごみ袋の落札した業者が何千枚というごみ袋をつくって、流通するところに手数料を支払って、残ったお金がごみ収集料として一般会計に入れられているということでしょう。だから、1リットル1円をしっかりと取っている勝浦市のやり方が負担を重くしているというふうに考えるのが一番妥当かなと思うんです。それはどうでしょう。そういうふうには言い切れないのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅清掃センター所長。

○清掃センター所長（目羅洋美君） それが言い切れるかということでございますけれども、今のゴミ袋の販売方法がそのような形になっているとしか、ここでは答弁ができません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） とにかく研究が足りなくて、そういう認識では、市民は全く納得できない状況にあると思います。説明して、これだけ払うのはやむを得ないよねと、そういう市民の納得が得られるような、大多喜町といすみ市と勝浦市はどこが違って、大多喜町といすみ市は実際のごみ収集料に当たる、勝浦市の1リットル1円に当たる費用は各年度の決算から、この年度は勝浦市の1円に当たるものが幾らだったのかというのを研究されたほうがいいと思うんです。それはぜひお願いしたいと思います。

焼却ごみの減量化のために有料化したことが非常に大きな効果があって、22%少なくなったということなんですけれども、これがどんどん少なくなっているかということ、そうではないですね。ですから、ごみの減量化にとっては、今集めているごみの中に減量化できる要素が、集めたごみの中にあると思うんですよ。それは今、どういうふうに認識されていますか。資源になり得る紙がいっぱいまざっているのか、プラスチックなのか、プラスチックも紙も両方ともまざっている、それを分別すれば、相当の可燃ごみの減量化が図れる、そういう現状なのかどうか、現状認識をどうされているか、伺います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅清掃センター所長。

○清掃センター所長（目羅洋美君） 今、分別ということになりますけれども、確かに100%分別ができていたとは言えない状況だと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 有料化して燃やすごみが22%減った。それでよしというわけにはいかないと思うんですよ。現状どうなっていますかといっても、具体的にリアルなご答弁がないわけです。それは現状をつかんでないと思います。どこにどういう努力をすれば可燃ごみをもっと減らすことができるのか、そのことをつかんで、それをもって、有料化するときには各区を訪ねて、市民を集めて説明会やりました。こういうふうにしてほしいということで、今後、分別の手ほどきをなさったわけですが、それは最近、一切やられてませんね。実際、今、ごみ収集の現状をリアルにつかんで、そのことをもって市民の中に情報を提供して、広報紙に載けるといっただけじゃなくて、ひざ突き合わせて、今、こういうごみの現状なんだ、これをもっと減らしてほしいということで、そのための工夫を詳しく、洗わなくたって、そのまま分ければ資源になるものがまざり込んでいるという現実があるとすれば、そのことをきちっと市民に説明すべきだと思うんです。あと紙の切れ端でもちゃんと分けて紙だけを集めれば資源にできるわけですから、そういったことを有料化を始めるときにやったように、今もやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。目羅清掃センター所長。

○清掃センター所長（目羅洋美君） 分別についての努力ということでございますけれども、毎年収集カレンダーと一緒にごみの分け方、出し方につきまして配布して、市民に対して周知しております。また、特に国際武道大学生につきましては、大学のほうに行って説明しております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今やっている努力で十分だという答弁は許されないと思います。努力が全く足りない。現実の問題を、収集しているごみ袋の中身をしっかりと見て、問題を発見しながら、それを市民に返すという努力をぜひ求めたいと思います。ぜひとも各区を再び訪れて、こういう現状ですということをしっかり報告しながら、一層の努力、こういうふうにしていただければ、もっとごみが減量できますということを市民に直接伝え歩くということを求めたいと思います。

広域でのごみ処理、平成28年度からやろうとしているわけですので、今、このごみ袋代のちぐはぐをこのままにして平成28年度を迎えるわけにはいかないわけでありまして、ましてや勝浦のやり方をほかの市や町に押しつけるということがあったとすると大変な迷惑を広げることになると思うんですね。一体、どうこのちぐはぐを解消するつもりなのか、どういう段取りで進むのか、ぜひ具体的な答弁をお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅清掃センター所長。

○清掃センター所長（目羅洋美君） ごみの広域での統一の関係でございますけれども、ただいま広域市町村圏事務組合の中でごみ処理施設について検討が進められておりますので、そういう中で各市町の状況等を調整しながら統一されていくということになると思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 勝浦市のやり方をほかの市や町に広げる、そういう考えは捨てていただきたいと思うんですよね。先ほどの答弁だと、市民さえも今の仕組みを理解できないと思いますし、結局は市がしっかり握っているのは、1リットル1円いただいています。あとは業者任せで、市は関与してませんと、そういう説明ですから、それではほかの市や町にこのような勝浦方式で統一しましょうと、そういう呼びかけはできないと思うんですけれども。だから、改善すべきは勝浦市にあるという認識を持つんですけど、その点、いかがですか。勝浦市はこれを何ら顧みる必要がないと考えていらっしゃるのかどうか、答弁願います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅清掃センター所長。

○清掃センター所長（目羅洋美君） 広域ごみ処理施設の関係でございますので、2市2町の協議の中で話し合われている問題ですので、その中で結論は出されるものと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この問題は、ごみ袋代をこのままにしておけないというか、このままで押し通す道理も何もないと思います。現状、これだけの負担を市民に求めていることについて、しっかりと見直して、改めるべき点、1リットル1円を確実に徴収する仕組みですけども、この仕組みそのものは改めるべきだと思いますので、そのことを申し上げて、次の就学援助制度の活用に移りたいと思います。

就学援助の県の普及の状況がどの程度かというのが公表されていないということで明らかに

されませんでした。今年の9月24日の文部科学省の発表は、全国で155万人の生徒児童が就学援助を利用している。したがって、対象児童生徒数に対しまして15%であるということでありましたが、これは各都道府県の県教育委員会からの情報に基づいて集計された全国集計であります。したがって、千葉県もどの程度の到達点かはデータ持っているわけですが、残念ながら公表されていないということです。私が手元に持っておりますのは、2007年度のデータでして、この当時6.94%というのが千葉県の状況でした。大ざっぱに言いますと、全国で14ないし15%、千葉県はその半分の7%、そして勝浦市はその半分に満たない3%未満だというのが、国、県、勝浦市の就学援助制度の活用状況だと思います。

なぜ、こんなにも利用が少ないのかということなんですけれども、今度、周知のための規定を作成していただくということなんですけれども、現状は暮らしの便利帳の79ページに3行か4行ほどの記述があるだけです。「学用品費等費用援助」という項目です。「経済的理由で就学が困難な児童生徒に、学用品代や給食費などの費用の一部を援助します。対象は、生活保護基準に準ずる所得の世帯の児童生徒です。担任の先生、または地区の民生委員にご相談ください。」以上の記述なんです。ですから、これだけで今までずっと来て、3%に満たない就学援助制度の活用状況だった。これを見て活用されているわけじゃなくて、給食費などが滞納になった方々に校長先生などが、こういう制度がありますよと父母の方々に紹介をして、だったら、ぜひ利用させてくださいということで、この3%の利用が生まれているということなんです。ね。

今回、これを周知するというので、規定をつくるということなんですけど、もうちょっと詳しく、どういうふうに準備をされて、いつからどのように父母たちにこの制度が伝わっていくのか、ご回答いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。就学援助制度の周知に関するご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、就学援助制度の周知の方法が就学援助制度の利用が少ない、その要因の一つではないかと考えております。現在、就学援助の申請や支給方法、支給時期、そういうものなど、就学援助制度につきまして、よりわかりやすく市民の皆様へ周知するための規定を作成中でございます。今後、勝浦市教育委員会で審議し、平成24年2月中に施行できるように努めてまいります。

なお、2月中に施行できれば、3月上旬には小中学校の全保護者に就学援助制度の概要について通知するとともに、ホームページ等に掲載するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） おっしゃられたとおり、この周知の問題は非常に重要なんですけれども、これだけで事が解決するに必要十分だというものでは決してないと思うんです。今、差し当たり勝浦市においては、これが必要欠くべからざる改善の第一歩になると思いますけれども、それだけで利用状況が大幅に好転するとは言えないと思います。ですから、この制度の周知の仕方、そして、申請がいつの時期に受け付けられて、いつでも受け付けられる仕組みにすることとか、あるいは簡単に、申請書が全員に配られて、だれでもが書いて出しさえすればいいようにするのか、申し出があった方だけに申請書をお渡しするのかという方法の問題もあると思います。あるいは、認定の基準もありますね。認定の基準につきましては、生活保護基準と同等という

のが勝浦市の表現ですけれども、同等ということで、かなり幅を持たせた、いろんな現実の生活状況をお聞きしながら援助を決めていくという柔軟さもありますので、一律に生活保護基準の1.5倍がいいとか、1.4倍がいいというふうにしてらっしゃらないわけですが、それはそのことの意味合いもあります。その給付をどういう方法で、子供を介してではなく、子供たちがつらい思いをしないで済むような父母への給付の仕方、そういったことも含めて、いろんなところでこの制度が活用される条件を絶えず見直しながら、改善していただきたいと思います。

以上申し上げて、次の第4の防災のまちづくりにつきましてお伺いいたします。先日、11月20日、いすみ市で8メートルの高さを想定しました津波避難訓練が行われて、津波の避難訓練ですので、津波がかぶる区域の人たちの避難訓練で5,700名が参加をされたというふうに聞いております。大変な規模の津波避難訓練でございました。現実には百数十カ所の津波避難ビルを初めとする避難場所が区ごとに選定されておりまして、実際にそこに避難をしたわけですが、避難をした方の中には、自分が指定されている避難ビルにたどり着くのに海に向かっていく避難経路の方がいらっしゃるということで、実際にやってみるといろんなことがわかったということでございます。今、全市的にこの経験をまとめていらっしゃるようですけれども、やってみるといろんなことがわかってくるということなんです。

ただ、私はこういう大規模な避難訓練を勝浦市でやったほうがいいとは、必ずしも思わないんです。というのは、それぞれ区の中でも、こっちの集落の方はこっちに逃げたほうが近い、早いといういろんなきめ細かな避難場所が想定されますので、そういう避難場所を同じくする人々が、実際やってみようよと、そういう避難訓練が勝浦市の場合、非常に有効だし、その後、ここの避難路はもっと整備しないとだめだよというようなことになっていくと思うんです。現に、遠見岬神社の上に避難する方々で、あそこの石段はしっかりしているんだけど、手すりがさびて、これ以上は心もとない、あるいは、浜勝浦側から遠見岬神社の上に行く道があるんですけど、今は崩れていて危なくて、補修しないと逃げる道にはならないというようなことを、やってみればみるほど、もっと具体的に、ここはこうしなくちゃいけないとか、こっちのほうがもっといいとかということが出てくると思うんです。だから、それを具体化していただきたい。そういう具体化について、ここでやれるところが見つかっていますというところがあれば、ご紹介いただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 実際に避難路等の具体化ということでございますけれども、今回の補正予算案のほうにも計上いたしましたけれども、夏に各区長とのヒアリングの中で要望があったものの中から、川津地先のほうに階段があって、こちらにてすりをつけてというような要望がございまして、今回、補正予算を計上しております。また、ただいま議員がおっしゃられた浜勝浦の件につきましても、今、浜勝浦区長といろいろと協議をしております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 訓練につきましてはどうですか。訓練を小さな集落や区でやっていただくということで、今後努力をしていただきたいと思いますけれども、その方向、決意について伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 訓練につきましては、自助、共助という部分で、まず地区のほう自主的にやることを考えてもらわなければいけないと思いますので、市といたしましても、当然、訓練が必要だということで、各区長方にもいろいろお願いしてございますので、そういう中で各地区のほうでやりたいということがあれば、市のほうとしても協力をしていくというようなことでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） そういう態度よくないです。いすみ市は、全市を対象にした避難訓練やったんですよ。2万数千人の対象者です。その中から5,700人もの方々が参加しているんですよ。市の努力なくして、こういういすみ市の避難訓練はあり得ないんですよ。絶対実現できない。共助でやってくださいというだけで、こんな規模の避難訓練ができるはずがないんですよ。勝浦市で皆さんやってくだされば、市はお手伝いします。そういう態度では、進むはずは絶対ありません。公の責任というのをはき違えていらっしゃるように思いますので、改めていただきたいと思います。絶対努力が必要なので、その努力を全市一括でガバッとやればいいというふうには思いませんので、きめ細かな区ごとへの努力が必要だと思いますので、今の発言、改めていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、避難訓練ということで、いすみ市の実態はわかりませんが、大がかりでやるというのも一つのやり方があるかもしれませんが、勝浦市の場合に各区で自主防災会がありますので、そこで積極的にやっております。現実にも私が主催した興津自主防災会、これも大量な人が出て、いろいろ訓練をやりました。また、市野川の訓練、これも行きました。浜勝浦の訓練も参りました。ということで、従来から各区には積極的にこういう防災訓練をお願いしますということをお願いしてまして、これは今後も積極的に各区でやっていただいて、やっていただく中で、いろいろな、こういうところは課題があるよ、このところは避難路として手すりをつけたほうがいいよとか、こういうものを再確認してもらう。これを今現在やっておりますから、決してお任せじゃなくて、市のほうが積極的に関与しております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ちなみに興津地区で防災訓練に参加された方は350名ということでございましたので、こういう何百人も集まるような訓練でなくていいと思うんです、おっしゃるように。区ごとにしっかりと積み重ねていって、あっちの区ではああいうことやったと。そして、避難路をこんなふうに整備したんだと、そういう話をどんどん広げていただきたいんです。それをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、第5の放射線からの防護につきまして、ちなみに11月22日に各学校の放射線量を測定していただいておりますので、その際、グラウンド中央で定点観測された以外にも、先ほどおっしゃったように側溝や雨どいの下などはかっておられまして、グラウンドの中央とは違う高い地点があったかと思いますが、その詳細をぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。11月22日の放射線量測定結果についてのご質問でございますが、小中学校の放射線量の測定につきましては、2週間に1回実施しており、校庭の

地表から高さ1メートル、50センチ、1センチの測定値を勝浦市ホームページで公表しているところでございます。

先月11月22日に実施しました各小学校の定点である校庭以外の測定値でございますが、豊浜小、郁文小の側溝が毎時0.12マイクロシーベルト、清海小体育館わきの側溝が毎時0.15マイクロシーベルト、北中の側溝が毎時0.13マイクロシーベルトでございます。なお、ほかの小中学校につきましては、校庭とほぼ同じ数値となっております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この日の測定は、私、2カ所だけ同行させていただきまして、どんなふうに行われているのかを見させていただきました。その際、清海小学校におきましては、グラウンドわきの側溝に0.15というのを、私も目の前で見ました。あの日は強風が吹き荒れた二、三日後なんです、側溝はすべて落ち葉がたまっておりませんでした。それは、かつて、清海小学校で落ち葉がたまっているところのふたを明けて近づけてはかったら0.3マイクロシーベルトあった。これは課長が実際に行かれたときに、そういう測定値だったということで、その話が広がっておりまして、落ち葉はそのままにしておいちゃいけない、片づけないといけない、そういうのはすごく徹底しているなと思うんです。2カ所の学校とも側溝の落ち葉は、強風の後でしたけども、本当に少なかったんです。ほとんどなかったんです。ただ、清海小学校の側溝わき、落ち葉はないんですけども、こけがむした土があって、そこに吸着しているのかなと思ったんです。そっちのほうへ行きますと、手前のほうはこけなんかもなくて、ただ薄っぺらい黒い乾いた、ヘドロのせんべいみたいなものが何ミリでもないようなものがこびりついているんです。これかなと思いましたが、こういうのは、実際それを削ってみて、掃除した後、またはかると、これだということになるんだと思うんです。落ち葉と同じです。でも、そのときは係長と一緒に、学校の先生はいないんです。学校の先生と一緒にいてくれると、ここがこんなふうになっていると。落ち葉は片づけてあるけれども、このヘドロを掃除してないからたまっているのかもしれない、私が後で掃除してみようと。もう一回はかつてみたら、確かに出る。グラウンドのほうは0.7ぐらいでしたから、倍ぐらいあるわけです。だから、そういうのがわかりますので、同行させていただいて、百聞は一見にしかずだなということを実感いたしました。

放射線というのは、色がついてないものですから、そうやって見てない限りは、ここが高いと、私らが帰っちゃうと全然わからないんです。跡形がないんです。そういう点では、学校の先生方も一緒に、できればその学校の先生お1人でいいからついていただけるといいのかなと感じました。

そういう意味で、市民の参加というのが決定的に大事だと思います。市民の方々に大いに参加をしていただいてやると。今1台ある測定器は50万円もする、大変高価な機械ですので、貸し出して故障でもして、市民の方に損害賠償を弁償してほしいということ大変なことになりますので、私どもの共産党の地区組織というのは、勝浦市が一番南にあって、北は横芝光町なんです。非常に広大な地域なんです、1台、測定器を購入しました。13万円で、ポケット型のもので、すごく簡便なんです。それでも感度がいいんです。ただ、1台しかないものから、まだ勝浦市で借りてきて実際にはかかっていないんですけども、そういうものがあるので、ぜひそういうものを購入していただいて、市民へ貸し出すということをお願いかけたいと思うんです。そうしたら、小さなお子さんをお持ちになる方など、大勢の方々がぜひ

はからせてほしいということになると思うんです。それが無理なら、ここをはかってほしいという市民の要請に市はこたえるべきだと思いますが、今の市の状況からして、かえってそれは無理が大きいんじゃないか。だから、13万円程度の測定器を1台購入して、それを貸し出すということをやったほうがいいような気がするんですけども、どちらかをやって、市民参加の道を開いていただきたいと思うんですが、ぜひご答弁をお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） ただいまの新たに機種を購入して貸し出す考えということでございますが、先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、これまで測定した中で除染等の措置に関する対策、目標値以上の地上1メートルの高さにおいて0.23マイクロシーベルト以上の数値が出ておりませんので、仮に0.23マイクロシーベルト以上の数値がもし出るようなところがあれば、検討したいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 話が逆なんです。0.23があれば対応するんじゃないくて、0.23があるよということを発見してくれるのは市民参加があつてこそなんです。だって、柏とか発見したのは、みんな市民なんです。行政は後からしっかり調べに行ったら、そのとおりだったということで、除染したりなんかしているんじゃないですか。だから、わずか13万円のものをお勧めするわけじゃないんですけども、手に入るんです。そして、それが市民の手に渡れば、そういった活用がされるんですから、全然話が逆転しちゃってるんで、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、13万円という機械のお話もありましたけども、当市で購入したのは50万円、非常に精度の高いものです。機械は、いろんな話を聞きますと、外国製のもので精度が非常に不正確な機械もあるようでございます。ということで、金額の多寡がどうということではありませんけども、精度のいいものではかり、微妙なところにおいては精度を要求しますから、もしそういうものが基準を超えることになりますと、あらぬ不安をまくということもありますので、今現在、うちのほうでは50万円の機械を使っているということで。ただ、市民の方の心配もあろうかと思しますので、従来から学校とかいろんなところでやっていますけど、さらに調査定点をふやして、それを定期的に検査をしているということでございまして、あんまり安い機械を使わせて、それがどのようなものかわかりませんが、それは賛成しかねます。50万円ぐらいの金額でないと、なかなか正確な数字は出ないんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この機械は、柏で共産党の市議団が使って、柏の中で何十台も使っているんですが、各地で公園とかそういう場所でやっているものなんですけど、たまたま同じ機種が1台手に入ったんですよ、私どもの共産党の地区で。ですから、柏市で既に経験済みの機械です。その機械ではかったことを絶対視するわけではないんです。その情報を市に届けて、市がさらに裏づけをし、その50万円の機械で裏づけをとってやっているわけなんです。だから、この機械を導入したからって何の心配もありません。風評被害が増えるわけでは絶対ありませんので、ご安心いただきたいと思います。

だったら、職員が市民が要請する場所に出向いてはかってくれるのかどうか、どちらかをぜひやるべきだと思っているんですが、どちらでもいいです。13万円の機械にこだわるわけでは全くありませんので、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。先ほど市長の答弁、また今、市長が申し上げましたように、現在、小中学校、保育所、あるいは公園等、定点ではかつておりますけども、そのほかにヘリコプターで航空から調査した状況では、勝浦市ではそういう放射線の多い地域ではないというようなことが言われております。ただ、小中学校、保育所以外になるべく市の多くの地域を測定しようということで、今回33カ所、別に、これは各区ごとに調査をする予定になっております。既に調査を開始しておりますので、それらをまずやると。そこでももちろん高い点が出れば、徹底した調査を図っていききたいと、現時点では考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今問題は、空からどんどん降り積もってくるという、そういう放射線の心配というのはないんです。今、3月11日直後に大量に吐き出されて降り積もった、千葉県では東葛地域が一番深刻ですけど、それが今、移動して濃縮されているということが問題になっているわけです。柏市では大変な濃縮、下水管の穴があいていたところから周りの土壤にその濃縮が起こって、放射線量が検出された。これも市民の通報でわかったというのがきっかけです。そういうことが起こっている時期ですから、33カ所に広げていただくのは非常に結構なんですけど、それだけで事足りるというふうに考えることができないんです。市民の安心というのは、勝浦市で0.23マイクロシーベルト以上のところを探そうとしているわけじゃないんです。市民が、そういうところは勝浦市にはないねということで安心していただきたいということで、このことを言っているわけなんで、それには市民参加でそういう至るところ、市民が実際に、ここはどうなんだろうと思っていらっしゃるところをはかってみて、結果がどうだったかということをも市民に知って納得していただく。さっきの学校の例で言えば、0.15マイクロシーベルトで、これは何もしなくてもいいやというふうにはならないんです。場所によっては濃縮されて、放射線量が高くなっているわけですから、掃除しろということになるわけなんです。そういう行動が積みもって、放射線というのは0.23マイクロシーベルト以下だから、何もしなくていいということは絶対あり得ないので、放射線は少なければ少ないほどいい。これ以下なら絶対安心という値はありませんので、少なければ少ないほどいいというのが放射線の被害の問題ですから、ぜひ、そのような対応を、市民が参加できる道を開いていただきたいことをお願いいたします。

最後に、そのことでぜひ検討いただきたいんですが、あくまで拒否されるのか、検討の余地があるのか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 意見として承ります。ただ、職員が行ってはかって、市民から通報があつて行くというのも、時間的余裕があれば、行ってもいいと思います。ただ、なかなか日ごろ忙しい中で、定点を33カ所に増やしてやっておりますので、結構それ大変な仕事でありますので、藤本議員の質問は十分わかりましたので、それについては検討いたします。ご意見はわかりました。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○４番（藤本 治君） 年少扶養控除廃止への対応について、先ほど種類が９種類及び３種類ということでおっしゃられたんですけど、具体的なその内容もお知らせいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。歳出で各いろんな課に関係があると思われるということもございまして、各課のほうに今回の税制改正の影響について調べていただきました。その結果、具体的には市民課の関係では、国民健康保険制度における医療費等の自己負担、あるいは後期高齢者医療制度における医療費の自己負担の関係、これは住民税の税額等に応じて自己負担の関係が出てくるものでございます。あるいは、これ以外に、これが特に一番大きいかもしれませんけども、保育所の保育料の関係、これにつきましては、市では住民税の非課税あるいは所得割等の階層に応じて保育料を徴収してございますので、直接的にこの辺が影響が出てくる可能性が大ということでございます。

このほか、福祉課のほうでは、障害者の自立支援制度に関係する障害福祉サービスの利用の自己負担であるとか、障害者自立支援法の関係で４つの部分が自己負担の関係で影響が出てくる可能性がある。また、養護老人ホームの入所要件であるとか、扶養義務者の負担、この辺の関係で出てくる可能性がある。しめて、これで９項目でございます。

それ以外にも、税法上の特定扶養親族を有する者を優遇する制度になっているものがございまして、児童扶養手当の支給基準であるとか、あるいは特別児童扶養手当等の支給基準、国民年金の保険料等の申請免除基準、これらが３項目ございますけれども、これが今回、影響が出る可能性があるということでございます。

この辺の影響に対して、先ほど市長から答弁ございましたように、可能な限り、影響を生じさせないように対応したいということで、今後、予算の査定の中で、各課につきましてもいろいろ検討してもらった上で、市長査定で一定の結論を出すということで、今、進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○４番（藤本 治君） とにかく子ども手当という、こういう政策が結局はもてあそばれて大変な被害が勝浦市の徴税業務の中にもあらわれておりますし、勝浦市が直接かかわることだけでも、今ご説明あった内容ですし、これが国や県のことも含めると、４０種類ぐらいにも及ぶというふうに言われておりますので、大変なことでございます。それがいまだ国もしっかりした方向を指し示しておりませんので、動向を見守りながらということなんですが、ぜひとも、先ほど答弁ありましたように、影響を極力生じさせないように対応していただきたいと思います。

こういうことで雪だるま式に負担が増えては踏んだりけったりというのが、子供を持つ親の方々になりますので、ぜひともしっかりした対応をお願いしたいと思います。

第７の市民会館跡地の暫定的な活用につきましてであります。暫定的な活用と恒久的な活用と２段階で活用を考えるということで、無駄な費用をここに余りかけるわけにはいかないと、思うんです。つくったけれども、恒久的な施設をつくるためにつくったものを壊すと、そういう意味なんですけども、そういう点は心配ないんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。暫定的な駐車場ということでありまして、

駐車場として整備をいたしまして、買い物客、また観光客の方々に多く利用していただきたいということで、道路に面した、海側に向かって前面を駐車場として、今、整備しようと考えております。

それがまた２段階構えというようなご質問ですけれども、恒久的な建物等、今後、市民また各団体に意見を聞きながら、どのような形になるかわかりませんが、仮に建設をいたすすれば、今の既設の駐車場等に建設も可能と考えます。今、整備しようとする駐車場につきましては、そこをまた壊して何かを建てる、そういう考えは持っておりません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○４番（藤本 治君） 暫定的な使用、恒久的な使用、そこをうまくつなぐような駐車場の整備がなされるものと理解をいたしましたので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

最後の夷隅地域の高校統廃合問題について、時間の許す限りお尋ねしていきたいと思います。この勝浦若潮高校の存続を実現する道についてでありますけれども、区長会長の連名の署名、ここの表題は勝浦若潮高校の存続を求めるという署名でございます。このことを実現するにはどうするかという点で大事な点は、岬、大原、勝浦若潮高校の統合案を撤回をさせ、夷隅地域４高校の存続を求めることにあると思うんです。統合を認めてしまって、統合先を大原じゃなくて勝浦にしてほしいという、そういうような変更では断じてないと思うんです。そういう点では、私どもが旗印を鮮明にすることが必要だと思うんですが、ぜひ市長のご見解をお伺いしたいと存じます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回の統合案につきましては、先ほど来お話ししてありますように、勝浦若潮高校、大原高校、岬高校ということで、３校を統合して大原を本校舎にする。したがって、今の案は勝浦若潮高校を廃止する、岬高校を廃止するというところでございます。署名のほうは、私もあれですけども、恐らく勝浦若潮高校の存続と海洋の学科というのも残してもらいたいというようなことでやっているかと思います。

結論的には若潮高校を残すということ自体は、今回の３校の統合をもとに戻す、つまり撤回をする、岬も残るといふふうに私は理解しております。したがって、もしこれが実現されれば、結果的には夷隅４校案で残るといふふうに考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○４番（藤本 治君） 私としては、決して異存があるわけではありませぬので、勝浦市の市民が勝浦若潮高校を残したいという気持ちで、すべての皆さんが署名してくださると思うんです。その願いを実現する道が、どのような道を目指せば、それが実現できるかということで、統合案の撤回を求めることだということを申し上げているわけなんです。ですから、勝浦市民、議会、市長、一体となって運動を進めていくのはもちろんなんです。夷隅地域の２市２町が一体となってこの運動を進めていく必要もあるわけなんです。その点での足並みの乱れは絶対に許されなと思いますので、統合案の撤回、夷隅地域４校すべての存続、これを求めていく必要があると思います。

そして、そのことがいかに道理あることかということかということなんですけれども、先ほど第７学区ということを申し上げました。第７学区というのは夷隅地域だけじゃないんですよ。長生、茂原も加わって、その大きな地域が第７学区という学区なんです。ここで２０２２年ま

で生徒が減少する、現状から74%になると。74%になるのは夷隅地域だけじゃないんですよ。この第7学区全域、長生、茂原も中学生が少なくなってって74%になるんですね。ところが、夷隅地域だけが、今回ねらい撃ちで、4校を2校にするという県教委の案の提示なんです。だから、夷隅地域はねらい撃ちされて、夷隅切り捨てというふうに言ってもいいような案であります。そういう不当性があるということ。

それから、国の法律で公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というのがございます。この条文の中に、本校にあっては、本校というのは、本校、分校と分かれている学校があるとすれば、その本校にあっては、240人をくだらないという学校の規模が規定されているんです。学級定数40人の現在の基準で考えましても、40人掛ける2クラス掛ける3学年、これが240人なんです。1学校、学年2クラスの規模が今の40人定員のクラス編成であっても、国の基準は1学校、学年2クラスが適正規模だという基準を持っているわけなんです。ところが、千葉県教育委員会は、1校当たりの適正規模を郡部では1学年4学級が適正規模だと勝手に決めちゃって、今回の夷隅を統廃合する根拠にしているわけです。国の標準法を逸脱する違法なことである。だから、夷隅をねらい撃ち、国の基準からも逸脱して独自の基準を設けて、それをこの夷隅地域に押しつけてきているということなんです。

ましてや、少人数学級での行き届いた教育を目指そうということになれば、今の40人学級は35人学級、30人学級にしていく必要があるわけなんです。もしそういうふうにしていくとなれば、先々までも今の学級規模で、高校は4校とも存続していく生徒数が夷隅地域にあるわけなんです。ですから、いろんなことを考え合わせても、県の今回の最終案というのは非常に不当なものであって、夷隅の現状を全く見ない、本当に上からの押しつけ、そういうものであろうかと思います。

ぜひとも、全市一丸となってこれに反対していかなければならないと思いますが、市長は県に表明してあるということをおっしゃいましたけれども、市民にも勝浦市は市長も議会も市民も挙げてこれに反対しているということがもっと見えるように、市長のアクションといいますか、それを期待したいわけなんですけれども、これから先、12月15日の夕方6時半から8時半まで、岬ふれあい会館で県教育委員会主催の説明会も行われます。パブリックコメントも1月6日まで今、募集されております。いろんなそういう場もありますが、市長としてはどういうことでアクションをされようと考えているか、ぜひお示しいただきたいと思うんですが。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私は既に、市内でいろいろな集まりがあるときには、必ずこの統合案、今回の学校再編につきまして反対であるということを表明しております。あらゆる機会を通じてそこら辺の意思は市民の皆さん方にも訴えています。

基本的には、今、藤本議員が言われた同じような考え方で私も考えておりまして、郡部は郡部なりの一つの学級数なり学校のあり方、都市部と分けていいのではないかというのも、例えば先般の自由民主党の移動政調会というのがありまして、そこにもお話をしたことであります。

ということで、今回の15日の説明会にも私も出席したいと思っておりますけれども、いろんなところで、これの撤回といいますか、若潮高校を残してくれということについては、いろんな角度でやっていきたいと思っています。

今回の反対の署名、もう一つは県議会への請願、こういうものも今のところ準備をしております。

ます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 先ほど言い漏らしたんですが、この統廃合というのは2002年から始まっておりまして、その当時、この地域には6校の高校があつて、4校に今現在になって、それを2校にしようという統合です。これは単にこの第7学区、夷隅の地域だけが影響を被るだけではなくて、ここから千葉市の学区に高校1校分の生徒が今既に行っちゃってるわけです。千葉ではどうことが起こっているかという、1学年8クラス以上の学級数の学校が生まれてきておりまして、高校が足りなくなっているという現状が生まれているんですね。ですから、これは単に高校が少なくされようとしている私たちの地域の問題だけではなくて、千葉市中心部の都市部の問題でもある。千葉県を挙げての問題だという点も、これに対応していく上で非常に重要だと思うんです。

おっしゃられましたように、一体になって運動を進めていきたいわけですが、今回、岬の説明会、12月15日に説明会を開かれることが明らかになっておりますけれども、私は勝浦市でもこの説明会を県に開かせる必要があるんじゃないかと思うんです。先ほど13日までに勝浦市で集める署名を集約し、それを県のほうに持参したいということでしたけれども、私は県からここに来て、きちんと県が説明をして、その署名を持って帰るような場にしたいんじゃないかと思うんです。勝浦市から高校をなくそうという県の教育委員会が岬に来て終わりというわけには断じていけないと思います。そういった点も今後の行動の中でぜひお考えになっていただいていいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） そういうことも考えられると思います。当市に県の教育長が来られました。そのときには、ぜひ勝浦市で説明してくれという話はしてあります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 市長の積極的な態度表明をいただきましたので、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（丸 昭君） これをもって藤本 治議員の一般質問を終わります。
午後3時15分まで休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 開議

〔1番 磯野典正君入席〕

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、黒川民雄議員の登壇を許します。黒川議員。

〔14番 黒川民雄君登壇〕

○14番（黒川民雄君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をいたしました防災対策震災編、そしてキャリア教育について質問させていただきます。

本年は、3月の東日本大震災から、7月には新潟、福島豪雨、8月、9月の台風12号、台風15号による被害、紀伊半島豪雨では全国勝浦ネットワークの和歌山県那智勝浦町におきましても大きな災害が発生するなど、多くの尊い人命が失われました。このことに心より哀悼の意を

表するところでございます。

勝浦市の山岳部は、房総丘陵の中にあつて、清澄山系に連なり、標高268メートルの野々塚山、杉戸山、福沢山、芳賀山及び上野山等が上野地区から総野地区に連なり、また、山々の峰を夷隅川が流れており、緑に潤いと農作物に実りを与えております。

海岸線の形成は、リアス式であるが、磯浜海岸、砂浜海岸が各地区に点在しており、多くの漁港、そして海水浴場を有しております。特に春のカツオの水揚げ、また、夏の海水浴では、全国的にも有名であります。

このように、風光明媚な勝浦市であります。東西14キロメートル、南北12.5キロメートル、海岸線では実に25.7キロメートルで、その行政面積においては94.20平方キロメートルと非常に広大であり、大災害に見舞われますと、各地で複数の災害が同時に発生いたします。

これらの災害の発生に対応するため、勝浦市では地域防災計画で次のように示されております。

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、第1次的災害応急対策を実施する機関として、法令、県、地域防災計画及び本地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対応を実施する。

また、災害対策基本法第42条の規定では、勝浦市の地域に係る地震災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災対策に万全を期するものとする。

災害には、自然災害と人的災害がございます。後者の人的災害には、労働災害や公害などがあり、これらはその言葉のとおり、人間がつくり出したものなので、そのメカニズムを明らかにすることで抑止、またはなくすことができます。

しかし、台風や地震などの自然災害は、科学技術の発展によりそのメカニズムを知り、予測の精度を上げることはできますが、それ自体をとめたり、なくすことはできません。そのため、受ける側の人間社会がどのように自然現象に対応していくかということになります。そして、基本的に大切なのは、自然現象を災害に発展させないということでもあります。

そして、そのため行政の責務として、災害対策基本法第5条では、防災対策を基本計画とともに、その起因に応じた対策、計画をあらかじめ定めることが必要であります。

そこで、本市では、冒頭にも述べましたが、大震災では大きな被害はありませんでしたが、このたびの東日本大震災の発災時について、まずお伺いいたします。

その1点目は、災害応急体制はどうであったか。また、今後、発生確率の高い南関東直下地震等を踏まえてあわせてお伺いいたします。

現在の被害想定は、どのように示されているか。また、災害予防対策はどのように講じられておりますか。そして最後に、津波対策を大変危惧するところではありますが、この対策をどのようにされているかをお伺いいたします。

次に、キャリア教育について質問をさせていただきます。キャリア教育は、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育てる教育と定義されております。

キャリア教育を児童生徒一人ひとりがその発達過程の達成を通じて、将来、社会人として自

立していくために必要な意欲、態度や能力を身につけることをねらいとして行われている教育活動の総体にとらえ、学校、家庭、地域社会の連携のもと、児童生徒の心身の調和のとれた発達を促す取り組みであり、そして自己実現を支援する取り組みと理解するところであります。

そこでお伺いいたします。勝浦市といたしましては、そのねらいをどのように定め、また勝浦市としてはどのように進めているかをお伺いいたしまして、私からの1回目の質問といたします。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの黒川議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。東日本大震災発災時の災害応急活動体制についてでございますが、本年3月11日午後2時46分に地震が発生をし、速報では震源が三陸沖、深さ約10キロメートル、地震の規模がマグニチュード7.9、宮城県北部において震度7、千葉県南部で震度5弱、勝浦市墨名は震度4でありました。そのすぐ後、外房地域にも津波警報が発表されました。勝浦市地域防災計画震災編では、本来、災害対策本部設置前の第2配備体制をしきることとなっておりましたが、即災害対策本部を設置いたしました。そこで、本部員である各課長を招集し、防災行政無線や広報車により海岸付近の市民へ避難の呼びかけを行うとともに、被災状況等の調査、関係機関との連絡、一時避難所の設置などのほか、定められた各班の分掌事務に基づき、災害応急活動体制をしきました。

また、すぐその後に津波警報が災害対策本部設置の基準の一つであります大津波警報に切り変わったもので、初動体制は迅速な対応であったと考えております。

次に、現在の地震の被害想定についてでございますが、現行の勝浦市地域防災計画上の想定地震と被害想定につきましては、県が平成3年から5カ年で実施した被害想定結果を参考に想定地震を元禄地震とし、地震の規模はマグニチュード8.2の場合、建物の全壊150棟、死者につきましては津波による被害を含め750名、負傷者750名と想定されております。

また、津波による浸水につきましては、東海地震、関東地震のケースでは数十センチメートル程度の予測で、元禄地震のケースでは市内の海岸線で多くの浸水が予測されるが、堤防や護岸が整備されたことや、地盤隆起量が加味されたことにより、元禄地震当時の津波浸水域と比べると大幅に縮小され、浸水しにくくなっているとされております。

次に、災害予防対策でございますが、地震や津波などによる被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、財産を守るためには、市の防災対策の推進に合わせ、市民一人ひとりが災害についての正しい認識を持ち、日ごろから災害時に冷静沈着な行動ができるように心がけることが最も必要なことであります。

このためには、防災思想の普及、啓発活動を行うとともに、実践的な防災訓練を通じて、市民の防災意識の高揚を図り、あわせて自主防災組織の充実を図ることが重要と考えております。

次に、津波対策についてでございますが、現在、津波の浸水による被害想定区域や一時避難場所、標高などを示した津波ハザードマップを作成中で、完成後には全戸配布を予定しております。このハザードマップにより、被害予想区域にいることの危うさを認識し、日ごろから家庭等において津波が発生した場合、どこへ避難するかということなどを話し合ってもらうことにより、市民一人ひとりの防災意識を高めていきたいと考えております。

また、津波から身を守るためには、一刻も早く高台に避難することが大事でありますので、今議会でも補正予算として提出させていただいております避難路の整備や避難場所の案内看板設置、情報伝達体制の整備、充実、さらには日ごろの訓練が重要でありますので、各区における防災訓練の実施を促進したいと考えております。

以上で黒川議員の一般質問に対する答弁を終ります。なお、教育問題につきましては、教育長より答弁させます。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの黒川議員の一般質問に対しお答えいたします。

キャリア教育のねらいと進め方についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、キャリア教育は、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育成することをねらいとしております。

勝浦市では、キャリア教育の一環として、小学校6年生では1日、中学校2年生では3日間、市役所、消防署、保育所、スーパーマーケットなどの市内事業所で職業体験学習を実施しているところでございます。

今後も児童生徒一人ひとりが将来、社会人として自立していくために必要な意欲、態度、能力を身につけさせるため、学校、家庭、地域社会と連携を図り、キャリア教育をより一層推進してまいりたいと考えております。

以上で黒川議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） 市長、教育長、ご答弁、ありがとうございます。冒頭に申し上げましたように、3月11日の大震災におきましては、勝浦市に人的な被害はありませんでした。また、物的には、他の地域からそれを見ますと、そう大きくなく、そういう意味で幸いしたかなというところであります。

そこで、前段者なども申し述べておりましたが、まずその自助、共助、公助という言葉が、最近、非常に耳につくようになってきましたが、まずは自分の身は自分で守ろうではないか。そして、協力して助け合おうではないか。最後になるでありましょうが、公的機関、これは重点的に行動をとらなければならない。大きな災害のところに投入されますと、それは全市に波及できないということからだと大災害のときは示されていると考えるところであります。

そこで、市役所の各課は、先ほどご答弁いただいたように、各課が応急対応の任に当たったわけでありますけれども、その各班としての即応ができたかどうかということをお伺いしたいと思います。特に福祉班におきましては、避難所の開設、設営が市民には直結しているわけでありまして、人員の配備、そしてその移動手段等がどうであったかを、まずお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えいたします。避難所の開設状況でございますが、勝浦地区7カ所、興津地区5カ所、計12カ所を開設いたしました。人員配置につきましては、各避難所ごとに2名ずつ配置いたしました。福祉班といたしましては、税務課、介護健康課の職員を応援願い、

配置したところであります。なお、避難開設場所への移動につきましては、公用車を利用して配置したところでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） ありがとうございます。おおむね各班の行動がとれたというふうに判断しますが、平時に各課がどのような対応をしているか。というのは、既にご存じのように、オリエンタルランド、東京ディズニーランドにおきましては従業員が非常に迅速で、直ちに災害時の職務に当たったというふうなことは、繰り返し報道でもされておりますけれども、これは平時において繰り返し訓練を行っているということが、それに値すると思いますが、各課が平時においてどのように対応しているかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答え申し上げます。各課の平時の訓練ということでございますけれども、職員につきましては、現在、災害時職員初動マニュアルを配布いたしまして、災害時の心構えと活動体制について周知しております。また、昨年のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波警報とか、最近では台風とか大雨による警報が出ておりまして、そういう中で一時避難所の設置とか、そういうような災害発生前の対応について、ある程度、経験しております。しかしながら、最近、職員を対象とした訓練につきましては実施しておりませんので、今後、そういう実践に即した、例えば避難所設営、運営、炊き出しとか、さらに情報伝達などのそういう防災訓練を今後はなるべく繰り返し実施できるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） 何より平常時の繰り返しの訓練が実を結ぶと。特に大災害においては、機会あるごとに申し述べておりますけれども、2種類の人間になってしまいます。助ける人、もしくは助けられる人であります。そういう意味では、平時にしっかりと訓練を繰り返し、反復をお願いしたいというふうに考えます。

次に、現在の被害想定ということでお示しいたしましたが、私の手元にある地域防災計画の加除の整理をいただいたのが平成19年になっていると思います。この配布があったのが平成14年だと思いますが、この見直しなんです、もちろん中央防災会議を踏まえて県の指針も仰いでということになるんでしょうけれども、今回の想定外だったというような言葉も節々に聞かれますけれども、私が冒頭申し上げましたように、すべて自然現象でありまして、受ける側の我々人間社会の受けとめ方にかかってくると思いますが、いずれにいたしましても、この被害想定の見直しにつきましては、いつの時期をどのような基準で考えておられるか、答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 地域防災計画の見直しということでございますけれども、地域防災計画につきましては、県の計画との整合性も必要となっておりまして、それを見ながら、来年度、見直しをしたいと、ただいま考えております。また、その中で被害想定についても見直していきたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） この被害想定は、皆さんご存じのとおりだと思うんですが、非常に広義であ

りまして、しかしながら、防災計画の中には、ライフラインに対する依存度が非常に高い。どこの項目か忘れましたが、そのように示されています。ライフラインに対する危惧を明確にされているにもかかわらず、その査定が非常に甘いのではないかと申し上げたいと思います。

例えば、非常に依存度が高い電気ですね。これが24時間、仮にない生活が現在想像できるかというと、非常に困難だと思います。そういう意味では、勝浦市独自の防災マニュアルの詳細を今後計画していくべきではないかなというふうに思います。

そこで1点伺っておきたいんですが、ライフラインと同等にインフラ、特に勝浦市は風光明媚な中にあって、その道路網も非常に整備されております。ところが、それにかかわる橋りょうがそれなりに多いはずであります。この橋りょうがどのぐらいの数、点在しているか。もちろん市が管轄する以外のものもあるとは思いますが、わかるようでしたら、その橋りょう、今、9月の広報でもその調査が行われているということも示されております折ですが、その数あわせて、トンネルもどのくらいあるかお示しいただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。これは国県道、また市道の橋りょう箇所数とトンネル箇所数というご質問だと思いますけれども、市内の橋りょう箇所数が、国道で33カ所、県道で19カ所、市道で114カ所でございます。トンネルにつきましては、国道で22カ所、県道で4カ所、市道で32カ所でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） さきに述べましたライフラインのかなめであります電力、同じくインフラである橋りょうや隧道、例えばこれらが、すべてではなくとも、落橋等の想定がありましたでしょうか。そういうことも踏まえて、今後、市の独自のものもあわせ持つことも市民の生命に直接かわることですので、ぜひお願いをしていきたい。

また、先ほどからまず自助だというふうにお話しさせていただいておりますけれども、この防災計画を読んでも腑に落ちない点が1カ所あります。それは市民以外、市役所、公共の場、庁舎、また避難所、市長を初め職員がだれも被災してない。警察も消防も公的機関も性別も年齢も問わずに、全員が被災するわけです。そういった場合に、質問の冒頭に述べましたように、市は災害応急対策を講ずる機関として機能しなければいけない。そういう意味での質問を今までしてきたつもりであります。

そういう意味で、今後、中央防災会議でも、これについては首都の直下型地震を想定しての協議ではありますが、機能のバックアップが必要になってくるのではないかなというふうに考えます。

どういうことかといいますと、庁舎が被災して使用不可能になった場合、これは震災編の第3章のところに、このように書いてあります。本市庁舎及び周辺地域の被災状況等により、その機能が維持できない場合を考慮し、代替え機能を持つ施設の整備を検討するというふうに書いてある。準備されていますでしょうか。勝浦市は、ご存じのように、勝浦、興津、そして上野、総野という大まかには4つの地域で構成された市であります。そういう場合に、直ちに職員の参集は庁舎に一堂してから分散するのではなく、もちろん大災害に即しての対応です。各地区に拠点を立てて、例えば興津であれば興津公民館でも、上野地区であれば上野集会所でも、また総野集会所でも、場合によっては消防団が11分団あります。各地をその拠点として、特に

ライフライン、今回は通信網がほぼ遮断されたに等しい状況にあったと思います。そういう中で、あらかじめバックアップの機能を設けて、もちろん最大限で最小限のものでいいとは思いますが。そこに通信手段、また自動車の配備であったり、それにおいて市民に対して即応できるという、さらなる対応を市として考えていただけたらいいかなというふうに考えますが、これについてご答弁いただけませんか。市長、いかがですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 災害時ですけども、災害の程度によっては市役所に来れない職員も中には出てまいりろうかと思えます。そういうときには、私、防災計画をじっくり読んでないのですが、場合によっては、各地区の公民館等に集合する、そういうような場合も出てこようかと思えます。したがって、災害時の体制の分散化、そういうようなバックアップ、分散化をしながら全体的に市民を助けるというような、そういう分散化ということも場合によって出てこようかと思えますので、そういうものも踏まえて、この防災計画の中に書き込む必要もあるんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） ありがとうございます。続きましては、災害に対する対策なんですけれども、自主防災組織につきましては、前段者に対するご答弁で、市長から自主的に各地区で、また各地区と言いましても、勝浦市はその地域性によりましてそれぞれの訓練がありましようから、それについては十分に拝聴もしているし、市長ご自身が実動して確認しているということでしたので、了解いたしました。

あわせて、先ほど申し上げました消防団、これは地元密接していますし、特に平成7年に起きました阪神大震災におきましても、地元の隅々まで把握しているという消防団のその活躍は非常に目覚ましいものがあつたというふうに記憶しております。そういう意味でも、勝浦市には既に女性消防団員もおります。これをぜひ増員していただきたいと考えますし、あわせて、資機材の充実、特に今後、無線の関係が常備消防は変わっていくでしょうから、それに合わせた対応、また地域性に合わせた軽車両の採用、また、同じくバイクの採用等を考えていっていただきたいということを要望いたします。

次に、津波対策であります。津波対策もハザードマップを現在、もう既に制作中で、全戸配布するんだよというお話を伺いましたが、私のほうからは、特に標高表示をしていただければと。やはり観光のまちでありますから、勝浦市の住民はそれをよく理解している可能性は高いんですが、観光客でいらっしゃった方々は、それをなかなか理解しがたい。特に私は3月16日、旭市の飯岡にボランティアとしてお伺いいたしました。また、4月8日、9日につきましては、仙台市荒浜で300人が最初に遺体として発見されたというところも実際に見てまいりました。私以外でも議員の皆様方や執行部の皆様もボランティア等、いろんな立場で出向いたことは承知しているところではありますが、そういう中で特に道路網が、垂直に避難する道というのが大切になってくるというのはご存じのとおりかと思います。

そういう中では、例えば297号線の入りの墨名の交差点に標高、そして大震災、特に津波には297号線、また、鶴原の東急の信号のところ、興津につきましてはバイパスの入り口等々が海からは垂直に面した道でありまして、避難路として十分な役割を果たすと思います。そういうところに標高の表示、また、避難路だというような位置づけがもし可能であれば、そういう表

示をされることで防災に強いまちなんだ、安心して観光のできるまちだなというふうになってくるんだと思いますが、そのところを、できればご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 案内看板、また標高表示ということでございますけれども、この辺につきましては、夏場に行いました各区長との協議、ヒアリングと申しますか、その中でも要望が結構ありました。そういうことを踏まえまして、今後、検討したいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） 我々もそうであるように、勝浦市がふるさとである以上、ともに防災に強いまちにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、キャリア教育についてお伺いいたします。先ほど答弁いただきましたもので、その定義、教義はよく理解したところでありますが、実際にどのような目的で具体的にされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。職業体験学習の目的についてのご質問でございますが、勝浦市内の小中学校では、キャリア教育の一環として職業体験学習を実施しております。勝浦小学校では、ゆめ・仕事びったり体験として職場で多くの人と接し、仕事を体験する中で、社会のルールや望ましい職業観を育成することを目的に、6年生が市内の消防署、図書館、保育所、洋品店、スーパーマーケット、こども館など、市内18の事業所で1日職業体験を実施しております。

また、北中学校では、2年生が職業体験を通して、望ましい職業観、勤労観を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力、態度を育成することを目的に、コンビニ、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、保育所、ファミリーレストランなど、市内16の事業所で職業体験学習を3日間実施しているところでございます。

なお、勝浦中学校では、昨日から3日間、2年生が市役所や幼稚園、ほか市内32の事業所で職業体験学習を実施しているところでございます。

今後も地域との連携と協力体制を構築し、キャリア教育のより一層の推進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） キャリア教育であります。今、中村課長から具体的にご答弁いただきました。きょう、勝浦中学校の女子生徒を1階でお昼休みに拝見しましたがけれども、子供たちはこのことに深く関心を持っております。

キャリア教育は、私が申し上げるまでもなく、平成11年に中央教育審議会が答申されまして、その後、平成18年から推進の手引きなどを各小中学校に配布されて現在に至っていると思います。

ただ、私が申し上げたいのは、地域との連携、子供たちの教育は国が責任を持ってやっていただかなければならないものであります。そういう中では、小学校で1日、中学校では3日間を通して、自分たちに本当に合った、夢と希望を持って高等学校に進学するわけです。現在、前段者、前々段者もそれについて質問があったとおり、このキャリア教育は国が後継者の育成

を掲げて、人間形成のために、子供たちのためにやろうとしていることを、特に勝浦市については、この地域については基幹産業は農業、漁業であります。その実業高校である勝浦高等学校、また岬高等学校を平成25年度から、第1次産業にかかわる募集を廃止すると。先ほど来、聞いておりますと、適正配置、人口の減少、子供たちの適正数がそれに満たない。これは自然減ですから、だれの責任でもないわけです。なのに、国が責任を持って子供たちの教育に当たるべく掲げたことは、言っていることとやっていることは全く違うんじゃないか。そういう意味では、先ほど市長から繰り返しご答弁をいただいておりますけれども、私は市がこのキャリア教育に中央の指針を持って、それに積極的に当たっているにもかかわらず、その上部団体に当たる県が県立高等学校、泥水の上に木を浮かべて船を想像できた子供のころのような夢を打ち砕くようなことであって、いかがなのかというところを非常に危惧しております。

第1次産業の衰退を推進しているかのように思えることにつきまして、断固反対していかねばならない立場で、キャリア教育から入らせていただきましたが、市長、繰り返しになりますけれども、もう一度ご意見をいただきたいと思います。以上。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 前にもご答弁いたしましたけれども、勝浦若潮高校は現在、総合学科を設けておりまして、高校1年生では普通の教育をやり、2年、3年にそれぞれの、例えば海洋学科なり、食品、商業、いろいろそういうような系統立てた職業観を育成するということになる、こういう総合学科でございます。ある意味では、今言われた、小学校、中学生のキャリア教育、こういうものにも通じるところでございます、この勝浦若潮高校は、そういう子供たちを先生が一生懸命指導して、就職率、また進学率、たしか99%近い成果を上げているわけです。だから、こういう視点から見ても、これらを統合して廃止をするというのはもってのほかだと思っております。したがって、さっきから何回も申しますが、断固、今回の統合案につきまして反対をするということでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありますか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） 野菜の生産、千葉県は全国第2位です。そして水産物に関しましても漁獲割合は非常に高くなっております。そういう第1次産業を担う後継者を育成するためにも、断固、白紙撤回をお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（丸 昭君） これをもって黒川民雄議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月8日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時04分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問